

令和4年第3回美祢市議会定例会会議録（その3）

令和4年9月20日（火曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	岡山隆
11番	高木法生	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	荒山光広
15番	秋枝秀稔		

2 欠席議員

16番 竹岡昌治

3 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局副主幹	西山聖子
議会事務局主査	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	波佐間敏
教育長	南順子	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	志賀雅彦
総務企画部長	藤澤和昭	市民福祉部長	井上辰巳
建設農林部長	西田良平	観光商工部長	繁田誠
会計管理者	山本幸宏	教育委員会事務局 教育次長	八木下理香子
教育委員会事務局長	西山宏史	上下水道局長	白井栄次
病院事業局管理部長	安村芳武	消防長	松永潤
総務企画部次長	中嶋一彦	市民福祉部次長	古屋敦子
建設農林部次長	市村祥二	総務企画部行政経営課長	岡崎基代

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1 荒山光広

2 藤井敏通

3 岡山隆

4 三好睦子

5 山中佳子

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○副議長（秋枝秀稔君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日配付してございますものは、議事日程表（第3号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○副議長（秋枝秀稔君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、杉山武志議員、坪井康男議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。荒山光広議員。

〔荒山光広君 発言席に着く〕

○14番（荒山光広君） おはようございます。新政会の荒山でございます。

一般質問順序表に従って、質問を行います。

令和4年も9月を迎え、連日の猛暑からようやく秋の気配が伺える頃となりました。

1年の4分の3が過ぎようとしている頃ですが、今年は何といても2月24日にロシアがウクライナに侵攻して始まったロシア・ウクライナ戦争は、現在の世界秩序において、決して許されることのない力による現状変更しようとするのが現実にかきたことで、世界中を震撼させました。

これを受けて、国連では40年ぶりとなる国連総会緊急特別会合を3月2日に開催し、ロシアを非難し、軍の即時撤退などを求める決議案が賛成多数で採択されました。

プーチン大統領は侵攻の正当性を訴えていましたが、いかなる事情であっても他国を侵略する理由にはなりません。

領土の問題を抱える日本としても、力による現状変更は認められず、緊張感を持って備えをする必要があります。

その後、G7を中心に西側諸国による制裁などが行われていますが、いまだ停戦のめどは立っておらず、エネルギーや穀物の価格が高騰するなど、経済面でも世界に大きな影響を与えております。

さきに死去された旧ソビエト連邦の最後の最高指導者ミハエル・ゴルバチョフ氏も、この事態を憂慮されていたことと思います。

また、昨日、日本時間の19日午後7時より9月8日に96歳で崩御されたイギリスのエリザベス女王の国葬がしめやかに挙行され、多くの国民が別れを惜しみました。本年2月6日に在位70年を迎えられたばかりでしたが、御自身21歳の誕生日に国民へ宣誓されたとおり、その生涯を国家にささげられ、即位後は幾多の苦難を乗り越え国民に寄り添った姿は、敬愛され親しみを持たれておりました。

一方、日本では、7月8日参議院選挙のさなか、自民党候補者の応援演説中に教壇に倒れ、非業の死を遂げられた安倍元総理の国葬をめぐる、法的根拠や費用を問題視する議論に加え、犯行の動機となった件がクローズアップされて、国葬に対する批判が高まっています。

連日、野党もマスコミも国論を二分するようなネガティブキャンペーンを張っているようにも見えます。

先日、ある国の駐日大使が自身のツイッターで、この国葬に出席を表明した上で、日本国内での国葬に対する批判に残念に思いますと投稿されました。

続けて、たった1人でも国外からの来賓があるならば、国民が一丸となって対応することが日本の懐ではないでしょうかと問いかけ、個人に対する目に余る言動に心を締めつけられております。問題があるとすれば、機会を改めて吟味すればよいのではないのでしょうか。今は政治ではなく、日本全体の姿が試される局面ですと指摘されています。

私も全くそのとおりだと思います。

政府は7月22日の閣議で9月27日に国葬を行うと決定いたしました。

決定した時期や手続、費用の問題、銃撃の背景など、いろいろな意見がある中ではありますが、準備も進んでおり国葬まであと1週間ですので粛々と挙行し、国葬後に国会において検証を含め、諸課題の議論を深めていただきたいと思います。岸田首相には、国会、国民に対し、さらに丁寧な説明をする必要があります。

4月23日に起きた知床遊覧船沈没事故は、乗客、乗員26名のうち、いまだ8名が

行方不明となっていますが、一刻も早い発見を望むところです。事故発生後には、社長から遺族への説明が遅れ、記者会見では曖昧な内容やその姿勢に、遺族からの不信感を招きました。

また、9月5日には、静岡県において3歳の園児が送迎バスに置き去りとなり、死亡するという痛ましい事故が起きました。このときの記者会見でも、理事長の人ごとのような対応に批判が集まりました。

このように、事件、事故が起こったときの謝罪や説明は、なるべく早く、なるべく正確に、なるべく真摯な姿勢での対応が求められます。

近年、SNSの発達によって、大きな事件・事故が起こると、SNS上にはたくさんの批判や意見が書き込まれます。中には、誤った情報をうのみにして、当事者への誹謗中傷のみならず、勘違いをして全く関係のない人にまで攻撃をしてしまうことがよくあります。

自分が感じたことを発信することはよいのですが、発信するほうは無責任な投稿は控え、見るほうも内容をよく吟味して、軽率な行動は厳に慎むべきです。

国や自治体においては、何か新しいことを行う場合や、これまでの方針や事情が変わったときには、丁寧な説明が求められます。

地方公共団体の首長には、予算編成権と提案権があり、議会にはその証明を――説明を受けて、適切に審査して決定するという責任があります。

執行部は、議会で議決された予算を基に様々な事業を展開しますが、その進捗についてチェックをするのも議会の責任だろうと思います。

そういった意味から、今回は美祢市において進められている災害時情報伝達手段整備事業についてと、本年度から始まったタクシー運行支援事業について、お伺いいたします。

近年、地球温暖化の影響とともに――影響とも言われておりますが、各地で線状降水帯なるものが発生し、想像を超える雨量でその被害も想像を超えるようになりました。

山口県でも7月18日夕刻から19日明け方にかけて線状降水帯が発生したとみられ、山口県土砂災害警戒情報が発令され、美祢市では、警戒レベル3にあたる高齢者等避難が発令された地区もありました。

また、このたびの台風14号は、日本接近時は中心気圧が910ヘクトパスカルと史

上最大級の危険な台風に発達しました。18日、19日頃、鹿児島県に上陸したときは935ヘクトパスカルと若干勢力を落としたものの、各地に特別警報が出され、宮崎県や大分県では記録的な大雨となりました。

台風は、その後19日未明には福岡県に再上陸して、山口県に接近する頃には975ヘクトパスカルと勢力を落としましたが、それでも18日夜から19日にかけては結構な風が吹いて、かなりの雨量も記録されており、皆さんも不安な夜を過ごされたのではないのでしょうか。

一部——美祢市では一部断水の被害があったようですが、人的な被害がなかったことは何よりだと思います。

そこで、令和3年度に調査、業務を行われ、本年度進んでおります災害時情報伝達手段整備事業は、3月の定例会において説明を受けておりますが、台風シーズンでもありますので、改めて本事業の概要について分かりやすく御説明をお願いいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 荒山議員の御質問にお答えいたします。

現在構築中であります災害時情報伝達手段整備事業は、災害時の情報伝達手段の多様化を図るため、携帯電話通信網を利用した屋外拡声機の設置と、屋内での受信を想定した戸別受信機を一体的に整備するものであります。

本事業は、昨年10月より運用を開始しておりますスマートフォン向け防災行政アプリや、携帯電話でも御利用が可能な安全・安心メールを受信することのできない世帯及びお体の不自由な御高齢の世帯等に対して、緊急情報及び防災情報の伝達を補完する目的で、対象世帯に戸別受信機をお貸しするとともに屋外スピーカーを設置し、本庁舎、消防本部、総合支所、あるいは公民館から音声情報を発信するシステムを整備するものであります。

そこで、まず屋外の整備について御説明いたしますと、屋外拡声機を本庁舎、各総合庁舎及び市内10公民館の敷地等、全13か所に設置し、IP通信網を利用することによって、災害時における屋外での注意喚起に資することとしております。

次に、屋内の整備については、ラジオ型の戸別受信機を対象の世帯に無償で貸与することとしており、音声受信と確認機能に特化することによって、少ない操作で使用していただくことを可能としております。

この戸別受信機の具体的な機能としては、主電源さえ入っていれば緊急事態が発生した際には、音声で最大音量で再生され、非常警告灯も点滅するため、即座に非常事態と分かるようになっております。

それ以外の付帯操作としては、照明ボタン、聞き直し再生ボタン、音声停止ボタン及び音量ボタンといった主に4つの簡単な機能構成となっております。

なお、機器貸与の対象世帯といたしましては、先ほど申しあげましたとおり、お体を——お体が不自由な御高齢世帯及び携帯電話及びスマートフォンをお持ちでない世帯を中心に無償貸与することとし、合計で4,000台を予定しております。

また、機器貸与の優先順位といたしましては、まず、市内在住の65歳以上で、かつ要支援、あるいは要介護の独居世帯。次に、災害時の救助を担う各地区幹部消防団員及び民生委員。その次には、市内在住の75歳以上のみの御希望される世帯。さらには、世帯全員が美祢市防災行政アプリ、または、美祢市安全・安心メールに登録——登録することができない世帯、といった順で対応させていただく予定としております。既存の災害時情報伝達手段と併せて、さらなる重要な情報伝達手段として考えております。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） ありがとうございます。

本年度も約半年が過ぎようとしておりますが、本事業の今までの進捗状況についてはいかがでしょうか。

○副議長（秋枝秀稔君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 荒山議員の御質問にお答えします。

現時点の事業の進捗状況について、まず、屋外拡声機の設置工事ではありますが、これは、庁舎及び公民館の施設、または敷地内13か所に、現在までに屋外拡声機の支柱ケーブル等設置工事及び事故防止用のフェンスの取付工事まで順調に工事が終了しており、残すは音声配信用の機器取付工事のみとなっております、工事完了は11月末を予定しております。

次に、戸別受信機についてであります。受注生産品であるため現在製作中であり、10月以降順次納品の予定に——予定となっております。

最後に、親局機器の進捗状況について御説明いたします。

これは、戸別受信機及び屋外拡声機に音声を配信するための機器装置であります  
が、個別受信機と同様製作中であり、完成した装置の設置を本年12月中と予定して  
おります。

その後、システムの配信試験及び職員向けの配信研修を経た後、令和5年2月か  
ら運用開始することとしております。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） 今のところ順調に進んでいるようですが、本事業を進める上  
で、何か問題点がございますか。

○副議長（秋枝秀稔君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 荒山議員の再質問にお答えします。

事業を整備する上での問題点についてであります。

さきに申し上げたとおり、システム親機と戸別受信機の製作を業者に発注してい  
るところであります。現在、戸別受信機を構成する部品の一部であります半導体  
の不足が生じていること、また、世界的なサプライチェーンの混乱により、その他  
の部品においても調達に支障が出ているため、整備対象である戸別受信機4,000台  
の一部に納品の遅れが生じております。

これらの状況については、毎月1回開催しております業者との協議の中で、部材  
調達に関する報告を求めており、その上で、少しでもスムーズな供給が実現するよ  
う調整しているところであります。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） 今、まさに電子部品の調達が難しく、電気機器の入手が困難  
という話はよく耳にいたします。

令和5年2月の供用開始ということでしたが、万が一、遅延が生じるようであれ  
ば、早めに議会への説明をお願いいたします。

本事業完了後に期待する効果についてはいかがでしょうか。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 荒山議員の再質問にお答えいたします。

まず、前段の議会への説明の件でございます。



今、藤澤部長が申しあげましたように、おおむね——おおむね今のところ計画どおり進んでいるわけでございますけど、一部部品調達が困難な場合とかは——など、今説明申しあげました以外です、緊急な事態等が生じましたら、丁寧に説明はさせていただきたいと思っております。

事業効果についてお答えいたします。

災害時情報伝達手段整備事業は、災害発生時、あるいは災害が発生する恐れのある情報を、これまでの情報伝達手段に加えて、住民の皆様迅速にお届けする手段を1つでも増やすことにより、早期の避難行動を実施していただくためのものです。

本事業の整備により、スマートフォンや携帯電話をお持ちでない方にも、携帯端末所有の方と同様に、緊急速報メール、あるいは市から発信する避難情報や防災情報、あるいは防災行政アプリや安全・安心メールで配信しているお知らせを受信していただけるようになり、より多くの方々に迅速に情報をお伝えすることが可能となるものであります。

したがって、この事業の整備が完了した後は、市民の皆様全てにおいて、即座に大きな変化を実感していただくことは難しいとは存じますが、今後は、自助・共助の意識も高めていただき、公助も併せた市民の安全・安心のまちづくり、ひいては、逃げ遅れゼロの達成につながるものと考えております。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） ありがとうございます。

本事業は、災害時にいち早く市民の皆様へ情報を伝え、安心——安全・安心を確保する大切なインフラですが、今説明もありましたように、これが完成したから全てよしではなく、災害時には、他の既存の伝達手段も併用して、よりよい効果を発揮できる体制の確認をお願いいたします。

次に、本年度から始まったタクシー運行支援事業については、6月定例会において岡村議員の一般質問に答えておられますが、それこそ事業開始から5か月がたちます。改めて、本事業の概要について御説明をお願いします。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 荒山議員のタクシー運行支援事業のまず事業の概要について、

御説——改めて御説明をさせていただきたいと思います。

本市に営業所があるタクシー事業者は、運転不足により事業規模が縮小傾向にある中、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、夜間のタクシー運行が厳しい状況にあります。

このため、市民の日常生活に不可欠なタクシーが運行していない空白の——空白時間の解消と、現在運行しているタクシーの維持を目的に、本年4月から午後7時から午前0時までの時間帯に、タクシーの運行を行う業者に——事業者に対し、運行に係る経費の一部を補助するタクシー運行支援事業を新たに開始したところであります。

本事業により、これまで夜間の運行がなかった日曜日は、午後7時から午前0時まで、月曜日及び火曜日は午後7時から午後10時まで新たに運行が開始されております。

また、水曜日から土曜日までは、これまでどおり午後7時から午前1時まで運行が確保されているところであります。

なお、市民の皆様には、夜間にタクシーが運行していることについて、広報げんきみねへの掲載をはじめ、市ホームページやMYTの文字放送、市防災行政アプリを使って周知を図っております。

また、本事業の実施にあたっては、夜間運行の状況を把握するため、事業者から運行回数や送迎人数を毎月報告していただき、絶えず実績の把握と効果の検証を行うこととしております。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） 毎月状況の把握をしておられるということですが、これまでの運行実績についてお尋ねをいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 荒山議員の質問にお答えします。

タクシー運行支援事業の実施により、4月から夜間のタクシー運行を日曜日はないろタクシーが、月曜日から土曜日は美祢構内タクシーが行われております。

4月から8月までの5か月間の実績を申し上げます。

2事業者合わせて午後7時以降の夜間のタクシー運行回数は累計で1,427回であ

り、延べ2,031人の送迎が行われております。

また、そのうち新たに午後7時以降の運行を始めた日曜日から火曜日までの運行回数は累計で213回であり、327人の送迎が行われたところであります。

これを1日平均で申しますと、午後7時以降の夜間における1日当たりのタクシー運行回数は9.3回であり13.3人の送迎が行われております。

そのうち、日曜日から火曜日までの1日当たりの運行回数は3.2回であり5.5人の送迎が行われたところであります。

また、5か月間の利用傾向を申し上げますと、午後7時以降の夜間のタクシー運行回数及び送迎人数は、4月以降、増減はあるものの全般的に増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に併せて、8月は運行回数及び送迎人数が共に減少しております。

以上が、事業開始後5か月間の運行実績であります。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） 確かに、コロナの影響はあったと思いますが、これまでの効果について、また事業者、利用者の評判について把握しておられれば、お答え願います。

○副議長（秋枝秀稔君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 荒山議員の再質問にお答えします。

タクシー運行支援事業は、事業開始後5か月が経過したのみであります。先ほどの運行実績のとおり、夜間における市民の移動手段の確保——確保策として、一定の効果があるものと考えております。

実際に、運行しておりますタクシー事業者2社にも確認したところ、「タクシーの利用需要が少ないため、夜間の運行が困難な日があったが、市からの支援を受け、月曜日から土曜日までを通した採算管理により夜間の運行を維持できている。」や、「運行を開始してまだ期間が短いこともあり、日によって利用頻度に差があるが引き続き運行を実施していきたい。」、といった前向きな御意見をいただいているところであります。

また、夜間に営業をされている店舗の方からも、夜間にタクシーが運行していることは非常にありがたい、事業の継続をお願いしたいとの意見があったところであ

ります。

これらを踏まえ、市では引き続き各種媒体を使い、夜間のタクシー運行を市民に周知するとともに、事業実績の把握と効果の検証を通して、今後の事業展開を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） ありがとうございます。

まだ年度半ばではありますが、本事業は約3年続くコロナの影響で、夜間の足の確保が難しい状況にあった中、事業者、利用者にとって有意義な事業だと思います。

これから、ウィズコロナの社会におそらくなっていくだろうと思いますが、都度検証されまして、来年度以降も精度を上げて双方が利用しやすい事業として、ぜひ継続していただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

〔荒山光広君 自席に着く〕

○副議長（秋枝秀稔君） この際、10時40分まで休憩をいたします。

午前10時31分休憩

-----  
午前10時40分再開

○副議長（秋枝秀稔君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。藤井敏通議員。

〔藤井敏通君 発言席に着く〕

○5番（藤井敏通君） 会派みらいの藤井敏通です。本日は、農業に関する質問を2点、教育に関する質問を1点、合計3点通告書に従いまして質問させていただきますので、一問一答の形式で質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、農業の件ですけれども、地域計画と活性化計画というのが中央政府のほうから示されております。

この6月の国会において、正式にですね、農業関連法案2案の改正が行われて、従来の人・農地計画プランですか、それをさらに進化させるような形で地域計画の作成、これを義務づけられて、あと、農業振興地域といえども農業をやるになかな

か適さないというか、不適切などいうところについては、管理というか、維持を目的とした、そういう新たな取組をとというのが今回のこの法律改正の趣旨でございます。この辺は、後で詳細な説明が執行部のほうからあるとは思いますがけれども。

私なりに、法律というか、この2つの計画について、なぜ今頃こういう計画ができたかなというようなことを考えますに、まず、地域計画につきましては、従来、人・農地プランで、美祢市においては、29プランをつくられて、そのうちの24ですか、実施実行計画ということで既につくられておりますけれども、それをさらに、現実にあって、より効率的かつ総合的に農業を推進していこうというのがこの地域計画だというふうに理解しておりますし、また一方で、一生懸命頑張っって、例えば米づくりをやろうとしても、水が非常に不便だというふうなところで、今後とも、水田をやるというのは非常に難しいとか、そういうところもございまして、そういうところは、この際、従来の農業を振興することよりも、むしろそこを維持、管理することでの管理の仕方を変えようというのが活性化計画というふうに理解しております。

実は私自身もですね、ある農事組合法人の理事長をやっております、農業——特に農業政策については、非常に関心がありますし、御存じのように農業政策っていうのは、毎年毎年ころころころころ変わったりしますので、本当にそれに振り回されて、なかなか安定した経営ができないというのが実態でございますし、また、今の我々農業従事者、あるいは農業法人を取り巻く現状につきましても、ちょっとこの場を借りて、現状を報告したりしていただきたいというふうに思います。

今、農業法人としても、例えば、不在地主、土地はあって相続をされても、実際には都市部に住んでおって、実際に帰って農業するようなことはできない。ただ、資産がありますので、固定資産を払ったり、あるいは維持管理のための共益費があるんで、そういうのを払ったりということを考えると、どなたか、もうこの農地を引き取ってもらえんやろうか。もうただで結構ですと、こういう方もいらっしゃいます。あるいは、今まで元気に一緒に農業をやっておりますも、80歳を過ぎますと、どうしても、もう体力が限界と、もう若い人に頼むという方もいらっしゃいます。

実際問題、本当に、従来、この法人化というのを進めるにあたって、みんなで協力して、農地を守っていこうというのが1つの大きな柱だったんですけれども、御

存じのように、若い人はほとんど後を継がない、いない。毎年毎年、1歳ずつ年齢は上がると、こういうのが実態でございます。私も、やはり日々、歳とともに、体力の衰えは感じるのですけども、80という壁はやはり周りを見てても、非常に大きいなというふうに思います。

また、法人に入られてなくて、個人で農業をやられてる方もいらっしゃいます。が、やはり、歳には勝てないということで、もう、来年以降の耕作はどうしようかなという方もいらっしゃる。これが、現実でございます。

一方で、若い人が本当に農業で飯を食っていこうとすれば、10町、20町、このレベルでは、非常に生計を立てることが難しゅうございます。米、麦、大豆の土地利用型であれば、最低でも100ヘクタール、このぐらいの経営規模を持って、今はやりというか、いろいろなITを使ったスマート農業等を積極的に取り入れてやっていかなければなかなか経営ということが成り立たないというのも、また一方で事実でございます。

このような状況というのは、単に私のおります農事組合法人の周辺だけでなく、多分、ほかの地域、美祢におけるほかの地域でも似たような状況だろうし、ましてや日本全国がこういう状況かなと。こういう現実を踏まえて、多分、今回のこの地域計画、あるいは活性化計画というのが出てきたんじゃないかなというふうに思っております。

そこでお尋ねでございますけれども、美祢市として、この地域計画や活性化計画について、今後、どのような取組を予定されているか。市長、あるいは担当の部長の御意見をお聞きしたいと思います。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

議員御発言のとおり、本年、農地関連法案の改正法が国会で、可決、成立いたしました。

法改正の内容は、農業者が話し合っ、地域農業の将来像を描く人・農地プランを新たに農業経営基盤強化促進法に基づき、地域計画として法定化されたものであります。

農家数の減少等により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地を利用しやすくなるよう、農地の集約化などを進めるとともに、農地の受

け手の明確化を図る取組を推進することが主な柱となっております。

具体的には、農地について、農業上の利用が行われることを基本として、まず、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業上の利用が行われる農用地等の区域について、地域計画を策定することとなります。その上で、農業生産利用に向けた様々な支援策や努力を行っても、なお、農業上の利用を図ることが困難と見込まれる農地については、農用地の保全等に関する事業を検討するとともに、その結果を踏まえ、総合的な利用等を行う農地に移行する場合は、必要に応じ、農山漁村活性化法に基づく活性化計画を策定いたします。

このように、各法律に基づく地域の土地利用についての話し合いを一体的に行い、地域の合意形成を図りながら、必要な措置を講ずることにより、農地の利用、保全等を計画的、段階的に進め、地域の農地のより適切な利用を確保することを可能とするための法改正であると理解しております。このため、地域計画の策定にあたっては、将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどのようにまとめていくか。地域農業をどのように維持発展させていくかといった地域農業の将来の在り方を幅広い関係者の参加による地域の話し合いの場で協議し、策定することとされておりますことから、まず協議会の設置については、県、市、農業委員会、農地中間管理機構、農協、あるいは土地改良区などの関係機関のほかに、農業者や集落代表、認定農業者等の担い手、農地所有者、若者や女性、隣接集落の担い手、新規就農者、農業法人及び企業など幅広い関係者へお声がけをし、様々な意見をいただける場を設け、しっかり議論していくことが重要であると考えております。

次に、地域計画の御質問でございます。

農地関連法の改正を受け、市は、地域における農業の将来の在り方等について、幅広い関係者の参加による協議の場を設け、どのような品目をどこで栽培するかなどを話し合い、その中で、今述べましたとおり、地域の農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域と、農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難であるとの判断や、その恐れのある農地については、保全等が行われる区域として分類し、このうち、農業利用する区域で地域計画を策定いたします。計画には、分散農地を集約化した姿として、目標地図を作成することが条件とされておりますことから、農業委員会等の協力も得ながら、農地の出し手と受け手の経営継続の意向や、後継者の有無などを盛り込んだ目標地図を作成する予定であります。

これらの協議を基に、地域における現状や課題を踏まえ、地域の実情に応じた10年後の将来の目指すべき姿を地域計画として取りまとめることとしております。

なお、今後もできる限り、農業振興区域を中心に、農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することを基本前提とすることは言うまでもありませんが、協議の結果、農業生産利用に向けた努力を払ってもなお農業上の利用が困難である保全区域に、区分された農地については、農業上の利用が行われる区域外の農地として、放牧や省力作物の栽培、鳥獣干渉帯などの総合的な利用について検討し、併せて改正された農山漁村活性化法に従い、活性化計画を策定した上で、地域の継続的な保全管理を促すこととなります。

いずれにいたしましても、関係機関と調整を図りながら、実効性のある地域計画の策定に取り組み、活性化計画と一体的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） すばらしい回答でございました。まさに、何とというか、非の打ち所のないというふうな表現をしますか。

ただし、やはりこの地域計画一番大事なのは、地域で協議会を設置して、そこで本当にそこで農業をやってる、あるいは農業をやろうとする、そういう人がその地です、農業で飯が食っていけるような、そういう新しいというか、そういう将来を描くと、ここがみそだと思います。

それで、先ほど市長のほうからは、幅広い関係者が集まってということで協議会を開くとおっしゃいました。それは確かにそうだと思いますが、これ、いつまでにつくれているか、当然御存じですよ。もう7年には、もう完成せえと。ところが、今その協議会なるもの全くありません。いや、ちょっとないといえば語弊かもしれませんが、もう、これは人・農地プランの延長だから、もう既に29のもうプランがあるじゃないかと、地域があるじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、これが今までずっとやって、はっきり言って、私のところもその1つのプランになるんですけど、もうそれが実質化されたということになつてくるんですけど、いつの間になったんだと、全然分からない。

要は、こういう地域の協議会を、そのものが、本当に地域の人たちが知ってるのかってことがあろうかと思うんですね。



それと、このポイントは、どういう地域にするかっていうことが一番大事だと思うんです。

例えば、私は以前から、本当にあの法人もこのままではもうあかんと。何とかやっぱり連合体というふうなことで、100町規模で、やっぱりこうまとめて経営せんといかんのじゃないかという思いで、例えば近隣の法人の皆さんに声をかけたりしました。

しかし、残念ながら、もしここに行政、あるいは農協、農業委員会ですか——もいて、一緒にこういうことをつくっていかんかという呼びかけがあれば、もっと違うんでしょうけど、一個人、一理事長が声をかけても、ああそうかぐらいで終わっちゃうんですよ。

そういう意味で、この協議会ですね、本当にどういう単位、どういう地域をまず念頭に置いて、そして、7年の3月31日ですか、年度末までに、この計画をつくり上げるっていう、あと、もう本当に2年半ぐらいしかないんですよ。できますか。まず、どの単位でっていうか、どの範囲で地域割りをしようとしてるのか。そして、2年半でその計画を本当にできるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○副議長（秋枝秀稔君） 市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。

まず、地域計画の範囲でございますが、これは、それぞれの地域によって実態がございまして、国が示しておりますマニュアルによりまして、大字、集落、学校単位、隣接する集落等々ございまして、現在の人・農地プランも、そのような形態で、集落、あるいは大字、小学校単位、それから法人の単位等で設定しているところでございますので、今度の地域計画も、現在の人・農地プランを基本線にございまして、いかに実効性がある地域計画にするかということでございまして、そこについては、それぞれ幅広い関係者にお声掛けして、どの地域が設定がよろしいかということで話になってこようと思っております。

それから、プランの作成の終了時期でございますが、ありましたように、2年間で作成をなささいということで指示を受けておりますが、正直なところ、現在、先週、国からの事業の説明会があった段階でございまして、現在、各市町村とも、どのような体制で進めるかというのを調整中でございますので、実際にこのプランの作成というのは、年を明けてから、もしくは年度明けてからの作業となることが想

定されております。その中で、それぞれの市町村からは、なかなか人的な問題、あるいは基幹的な問題で難しいという声が上がっておるわけでございますが、2年間でつくれという指示でございますので、現在のお答えとしましては、それに向けて鋭意頑張っていきたいというふうなお答えになろうかと思っております。

それから、もう1点、最初にありました法人の連合体のお話でございますが、これは、当然この地域計画の中でお話をさせていただくのは全然構わないわけでございますが、その前に、まず、現在はそれぞれの美祢・美東・秋芳であります法人協、あるいは地域のセンター会議等で、その辺の方向性について話している段階でございますので、地域計画に限らず、そこについては、どんどんどんどん進めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） どうもありがとうございます。

本当に、この地域計画なり、活性化計画なりを実りあるものにすれば、農業のほうの再生というか——も可能だろうと思えますんで、ぜひ、本当に本腰ってというか、腹を据えてやっていただきたいなというふうに思います。

次に、もう1つ、農業関係の質問でございますけれども、美祢市が有機農業の推進計画を策定されましたね。今年の6月でございます。実は去年のこの9月の定例の一般質問のときに、私も、国のほうがみどりの食料システムということで、たしか2050年だったですかね、100ヘクタールぐらいの有機をしようとかいうとてつもない計画をつくって、それに基づいて何とか有機ということで、美祢市も取り組んでいこうではありませんかっていう話をさせていただきました。そのときに、市長がはっきりと、私の責任において、年度末までに、この有機農業の推進計画を策定いたしますと、こうおっしゃっていただきました。

で、実は、そのことが気になってまして、ずーっといつか市長、あるいは担当の方からこういう計画つくったよということで報告があるかなと思って待ったんですけど、なかなかその報告ってというか、聞くことはできなかつたんですけど、たまたまその市のいろいろな行政計画というのを見てたら、この有機農業の推進計画というのが載っておりましたんで、ああ約束どおり一応つくっていただいたんだなと、安心したというか。ただできれば、もうつくったんだったら、つくったよとい

うことを一言言っていただければなど。

あるいは、せっかくつくられたんだから、ほかの行政計画もそうですけども、議会に説明でもしていただければなどと思うわけです。どうか、せっかくいい計画をつくっても、それが市民に認知され、あるいは実行されなければ意味がありませんので、ぜひ今後とも、何かそういう計画つくられた折には、そちらのほうから積極的に御説明を願えたらなどと思う次第です。

さて、この有機農業推進計画でございますけれども、一応すぐにコピーして読ませていただきました。私なりに、この計画を解釈すれば、まず経緯、これは国が基本方針出したんで、県が一応それで計画をつくって、それを基に市が計画つくったよと、いつもの行政計画の策定と手続というか、同じような感じで作られてました。できれば、もう国があるいは県がという前に、市のほうで、こういうのをつくって、県に、国にこうやろうじゃないかと、そんなようなことでやっていただくと、もっといいかなと思いますけれども、一応そういうことで作ったよということと。

あと、期間としては、今年の6月から9年の5月だから、5年間を一応そのターゲットにしますということ。そしてその内容ですけど、構成はまず現状分析されて、それから推進に関する方針ということで、まず機運をつくらんといかんよ、技術的課題がいろいろあるからね、それを対応せんといかんよ。生産者グループの——あるいは産地化をどんどん支援していこう、せっかく作っても売るものが——売る販路がなければ、宝の持ち腐れだから、販路もしっかりやっていく。さらに、やはりこれは経営だから、経営手段についても、いろいろ支援していきましょと、こういうことで、一応最後に目標、一応最終年度であります9年には、有機と言われてる土地ですね、これは、やまぐちのエコ50、100とこういうのを認定を受けてるようですけど、現状の39.9、40ヘクタール、これを5年後には45ヘクタールにします。そして、こういう有機の取り組む事業体というか、そういうのを1つつくりましょというのが9年の目標です。

ある意味、非常に控え目な目標じゃないかなと思うんですけども、多分、有機っていうのがそう簡単じゃないということをよくよく御存じなので、そんな大風呂敷敷いたところでできっこないし、着実にできる、そういう目標にしようかという非常な配慮を感じるわけですが、本当に有機でやるんだったら、もっとばんとぶち上げたほうがいいんじゃないかなと正直思いました。

それで、じゃあ具体的にこれどうするの、どう推進していくのってのが一番大事なことですよね。で、そこには、ワーキンググループをつくりますということで、ワーキンググループで具体的な実行案に落とし込んでやりますというのが、今回のこの有機農業の振興策の骨子というか、要点だと、私は理解しております。こういう理解でよろしいかどうか、後でまた確認をさせていただきます。もし何か違うところであれば、指摘していただければというふうに思います。

それで、質問なんですけれども、この、せっかく据えてというか、つくられました有機農業の振興策につきましてですけど、この計画は、本当にその具体的に、行政としてどのように推進していくおつもりですか。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

ちょっと具体的にどう進めていくのかということでございます。

これにつきましては、まずですね、有機農業推進計画についての概要、目的をる議員のほうから説明がありました。これについてはそのとおりでございます。

具体的には——具体的に進め方っていうのはどうしても、ワーキンググループがメインになって進めていくようになろうかと思えます。

本市では、今後有機農業に関心のある生産者、法人、就業希望者等を増やしていくとともに、有機農業をはじめとした環境負荷の低減につながる農業の裾野を広げていく必要があると考えております。このため、この計画に基づき、具体的かつ計画的な活動が進められるようワーキンググループを設置し、活動の評価や支援対策等の調整、協議を行うこととしております。

このワーキンググループのメンバー構成でございますけど、事務局は市農林課でございます。あと、山口県美祢農林水産事務所の農業部、JA山口美祢統括本部営農経済部、また、生産者組織のほか、必要に応じて、ワーキンググループ以外の関係者等にも御参加いただき、様々な意見や地域情報の提供、他地域の動きなどの情報を共有しながら、農業者や消費者に対する有機農業の普及、啓発、掘り起こしにつなげてまいりたいというふうに考えております。

取組概要については以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 私も、まさにこのワーキンググループが肝だと思えます。

今、事務局は、市の農林課ですか、当然ですね。それにJA美祢統括本部、あるいは農林事務所、美祢事務所、そして生産者、あるいはその他と、こういうお話でございましたけれども、何といたしても、やはり本気で有機農業をやっている方、あるいは、本当にこれをやろうとしている農業者、隣の長門では、楽天的有機だったですかね——が一応遊休地を利用して、有機農業をやろうというようなことで実際に取組も行われておりますし、この有機農業をとということになってくると、対策というか、推進に関する方針の中にもありましたけれども、まず、とにかくきっちり技術的にやれるということと、作ったものっていうのは、どうしても既存の農薬を使ったりするものに比べて虫に食われたりとか、あるいは菌にやられたりとかいうことで、必ずしも美しくないです。というか、今のレベルではね。

だから、そういうふうなものをやはり有機ということと、本当に栄養価があるっていうことをベースに、消費者に分かってもらえるような、そういう販売活動、あるいは作ったものを直接売れるようなそういう市場、こういうものが相まって初めて回るというか、したがって、このワーキンググループの中に、ぜひ、本当に今、美祢市の中でも、本気でやってらっしゃる方、あるいは外で有機農業を実際にやって、実績のあるような方を、例えばコンサルタントということに来ていただくとか、そういうふうな観点からメンバーを選んでいただきたいと思うんです。

今、農業については、事務局ということで、先ほど言われた、市の農林課、JA、農林事務所で、一応そういう組織はあるんですけど、やはり、私に言わせれば、腹が据わっていないというか、本気で、本当にここの農業を何とかしようというところまでの熱意が感じられないところもございますので、熱を持った人をぜひ入れていただきたいと思えます。ちょっとあれですけど、できれば私もそのメンバーの1人に加えていただければというふうに思いますので、市長、どうかよろしく願います。

それで、あと、そのスケジュールですけども、これも目標は、5年後、9年ですが、実際にこのワーキンググループとしてのタスクとそれのいつまでにというスケジュールは、今お考えでしょうか。お尋ねいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 藤井議員の御質問にお答えをいたします。

お答えする前に、議員のほうから御質問の中で、2050年までに有機農業の面積を100ヘクタールというふうにおっしゃったと思うんですが、100万ヘクタールです。日本の国の耕地面積の25%を有機農業の面積にするというのが国の大きな目標となっております。

それで、御質問のスケジュール感についてなんですが、本年度は3回のワーキングを予定しております、1回目のワーキング、これ、9月1日に開催をしております、みどりの食料システム戦略等の国の動向ですね、こういったようなこと、あるいは有機農業をめぐる動き、こういうことの情報提供あるいは情報共有を行って、3回の年間のスケジュールというふうに考えております。

それから、議員のほうからもありましたが、実際のワーキンググループ、あるいは有機農業を推進するという上における取組のちょっと具体的な内容について御説明、御答弁させていただきたいんですが、まず、有機農業を推進するには様々な課題があるということは議員も言われたとおりでありまして、例えば雑草の防除や害虫の駆除対策に對しましては、観光栽培よりも多くの管理作業が必要となるばかりか、気象災害あるいは病虫害等の多発条件に遭遇した場合には、収量、あるいは品質が大幅に低下をいたします。

また、周辺生産者との管理方法との調整、あるいは有機農業への理解、協力を得ることが大変重要でありまして、地域の生産者との融合や周辺環境にも配慮した対応が求められるというふうになります。

さらには、農業者はもとより、消費者に対する有機農業の普及啓発や取組趣旨などを十分に御理解いただくことが必要となります。このようなことを踏まえながら、まず1つ目に、環境保全型農業の推進による有機農業等の機運醸成であります。生産者団体、関係機関と密接に連携し、環境保全型農業直接支払交付金制度、また、エコやまぐち農産物認証制度などといった、現行の諸制度や関連事業などの周知と活用の推進を図り、有機農業をはじめとする環境保全型農業の普及啓発、導入意識を高める取組を行ってまいりたいと考えております。

2つ目に、有機農業等に係る技術課題についての段階的な取組であります。

現在、市内で取り組まれております、エコファーマーによる持続性の高い農業生産方式や、エコやまぐち農産物の生産の取組など、有機農業や環境負荷軽減につながる活動の実情を的確に把握をするため、県農林水産事務所や試験研究機関などの

協力を得て、事例分析を行ってまいりたいと考えております。

また、関係機関団体とも連携しながら、生産者や産地との調整の上で実証栽培を行い、生育状況、品質、収量などの確認を行うことや、JA部会などが作成している現行の栽培指針の見直しや、新たに指針作成を支援をいたします。

土づくりや製品については、土壌診断に基づき、有機農業用の肥料に加えて、市内の畜産農家や農場との連携をした堆肥、これは、構築連携ということになるかと思いますが、その他緑肥作物の活用など、有機質の資源の地域内循環利用を検討いたします。

こうした取組のほか、技術研修などの充実強化を図るとともに、モデル栽培の圃場の設置や取組成果などを紹介し、有機農業振興のための起点としていきます。

続いて、3つ目として、生産者グループ、生産者のグループづくり、産地化等の支援であります。生産者の環境保全型農業への機運や有機栽培の意識の高まりなどを踏まえまして、関係機関団体とも連携し、研究会や生産者グループの発足の誘導、支援をしてまいります。

最後に、4つ目として、流通販売対策への支援と取組意義の浸透についてであります。

有機農産物やエコやまぐち農産物は、管理作業の増加や一般の農産物と外観品質が異なる場合もございますので、消費者に取組の趣旨を十分に理解していただくとともに、継続した応援が大切であります。このため、有機農業や環境保全型農業などにより生産された農産物に対して、正しく消費者の評価が得られるよう、市内産の有機農産物などの紹介やPRとともに、試験販売、販路の開拓、レシピ開発など、その生産者が自ら取組を——自らの取組を関係団体や宇部・美祢地域地産地消推進協議会などと連携して、支援してまいりたいと考えております。

以上、4つの取組内容を柱として、本計画を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 方針等は計画にも書いてあるんで、そのとおりだと思うんですけど、要は、誰がこの計画をしっかりと引っ張っていくかというリーダーなんですよ。申し訳ないけども、市の農林課の方がリーダーにはなれないでしょう。引っ張

って——他のといろいろある。だから、本当に熱を持った、もう有機をやるんだという、そういう人をぜひリーダーにしてやってください。

で、私は、ワーキンググループは今からつくられるのかなと思ったら、部長の話だともう既に1回目もやったと。じゃあそのメンバーに、本当に有機を実際にやっ  
てる人っていうのは入ってますか。やはりこれを入れていただきたいと、できれば私も入れるなら入れてほしいということなんで、本当に、再度、市長、よろしくお  
願いします。

以上で、ちょっと農業関係は、質問を終わらせていただきます。

次に、最後の教育関係でございます。

今日、南教育長、この7月末から新たに教育長ということで、就任されましたけども、初めての一般質問の場で、緊張されてると思いますけど、私も最初的时候は非常に緊張しましたんで、ただ今までの経験等を踏まえて、しっかり自分の理念を語っていただければというふうに思います。

私は、今回は具体的な質問ですけど、後ほど、最後に山中議員から教育理念についてお聞きしたいというようなこともあるようでございますので、しっかりお答えしていただければというふうに思います。。

私の質問なんですけれども、スポーツ庁のほうから検討会で、中学校のまずは運動部の活動を地域移行したらどうかという提案がなされてますね。

それで、この運動部、今は運動部だけじゃなくて文化部もという話も出てるようなんですけれども、まずはこの運動部の地域移管ということについて、ちょっと私なりのまず私見を述べさせていただいた上で、教育委員会としてどのような取組をされるか、お聞きしたいなと思います。

今回のこの運動部活動の地域移行ということは、3つの観点から考えられると思うんですね。

1つは、生徒というか子どもの立場、すなわち、今非常に少子化っていうことで、人数が減ってます。私の出身の美東中学校、今から50年前、もう50年、半世紀前ですけど、そうはいつでも、4クラス150人、1学年でおりました。ところが、現在は、多分1クラス30名ぐらいかなと。それだけ物すごい人数が減ってる。

で、我々の頃は、結構運動部でも、いろんなクラブがございました。野球があったり、テニスがあったり、陸上があったり、バレーがあったり、あるいはバスケッ



トがあったりとか、体操もありましたね。私は野球やってまして、余談ですけども、本当に中学校のときの思い出といったら、この野球部での活動という、これが一番の思い出でございます。

50年ぶりに、実は同窓会やって、結局そのときに会っていろいろ話をして、あのときはやっぱり野球であれやって楽しかったなとか、そういう話になるんですね。

だからやっぱり子どもにとってというか、生徒にとって、この運動クラブをやるっていうことは、後々本当に、彼、彼女の人生においても大きい意義があると思うんです。

それが、今現在では残念ながら人数が少なくて、美東中の場合だったら、テニスとあともう1つぐらいかな、野球は人数が足りないんで、たしか秋芳ですかね——と一緒にチームつくってるという話も聞きました。もし間違いであれば正してください。で、本当にやりたいクラブもできないような状況が今現在じゃないかなというふうに思うわけです。今回のこの地域は、1つは、生徒との立場からということが1点。

2点目は、先生の観点から、すなわち現在の先生は、本当に忙しいと思います。教科指導というか、これが本来、一番の使命でしょうけども、それ以外に、部活の指導、しかも休日もということになって、あるいは一番の問題は多分いじめの問題とか、そういう問題が起こる、あるいは起こさないためにという、あるいはコロナ対策とか、もう本来の強化だけでなく、ありとあらゆることをやらんといかんというふうなのが実態じゃないかなと。そうなってくると、本当にブラック職場と言われて、もう最近では教職の希望者も非常に減ったとかいう事態もありますけれども、やはり、こういう過重労働を少しでも緩和という意味で、強化に専念していただいて、部活については地域の専門家がというふうなことがこの地域化の狙いではないかなと。

で、3点目が、やっぱり地域の活性化ということがあろうかなと。すなわち、美祿市はもう御多分に漏れず非常に少子化というか、子どもの数は減ってますし、やっぱり子どもの声が聞こえないと大人も元気になりません。こういう、そのクラブ活動を地域でということになれば、中学生だけでなく、その地域での、例えば企業の草野球チーム、あるいはこの市役所チーム、議員チームでもいいんですけど、そういうチームと例えば一緒に野球やる、ソフトやるということでも、非常に地域

の活性化につながるんじゃないかな。

こういう3点からですね、この地域、中学校の部活の地域移行のという提言が出てきたのかなと、私は、現状を考えると、この方向性ってのは間違っていないと思うんです。本当に。どんどんどんどん積極的にやるべきじゃないかなというふうに思っております。

ただし、やるっていったってですね、じゃあ指導者の確保をどうするんだ。あるいは、指導者のボランティアではできないでしょうから、そのための費用というか、財政的な援助はどうするんだ。あるいは、多分この美祢市でこういう地域移行ということになりますと、例えばこの大嶺地区というか、スポーツ施設がそろってるところでやるということになるろうかと。そうなってくると、美東・秋芳あるいは美祢でも、大嶺以外のところから、どう生徒を送り迎えするんだと。もう、あるいは、今度、責任問題というか、もし事故でもあったときに、誰が責任を持ってどう補償するんだと。もう考えただけでも、5つ、6つの問題点が出てきますよね。だから、そういう課題を一つ一つクリアしていかないと、せっかくのこの地域移行も、なかなかうまくいかないんじゃないかなというふうに思うわけです。

それで、質問でございますけれども、まず、この地域移行という提案について、教育長はどのように思われておりますでしょうか。

○副議長（秋枝秀稔君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 藤井議員の御質問にお答えします。

議員御案内の中学校部活動の地域移行について、運動部活動に関しては、令和4年6月6日に、運動部活動の地域移行に関する検討会議がスポーツ省に対して、文化部活動に関しては、令和4年8月9日に、文化部活動の地域移行に関する検討会議が文化省に対してそれぞれ提言されております。

それぞれの提言の中で、運動部活動においても、文化活動においても、中学校の部活動について、これまでの取組における意義と課題を述べております。

部活動の意義としましては、生徒のスポーツや文化、芸術などに親しむ機会を確保してきたこと。生徒の自主的、主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得や責任感、連帯感の涵養、自主性の育成に大きな役割を担ってきたこと、また、生徒同士や教師と生徒などの人間関係の構築、自己肯定感の向上や問題行動の発生抑制など、学校運営に寄与したこと、さらに、学校への信頼感の向上や、学校の一体

感や愛校心の醸成に大きく貢献してきたことなどがあり、これまでの取組に大きな成果があったと述べております。

一方、課題としては、深刻な少子化が進行しており、持続可能性という面で厳しさを増していること。また、競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日などの部活動の指導や大会への引率とその運営が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担となっていること。さらに、地域のスポーツ団体や文化芸術団体指導者などと学校との連携、協働が十分でないことと述べております。

そこで、部活動の今後の目指す姿としては、中学生などのスポーツや文化芸術などに親しむ環境について、学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていくことにより、少子化の中でも、将来にわたり、子どもたちがスポーツや文化芸術などに継続して親しむことができる機会を確保するとともに、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上につなげること。

また、地域の持続可能で多様なスポーツや文化芸術などに親しむ環境を一体的に整備し、子どもたちの望ましい成長を保障できるように、地域全体で子どもたちの多様な体験機会を確保すること。そのために、地域の実情などに応じて適正なガバナンスを確保したスポーツや文化芸術団体などを組織し、指導者を希望する教師を含め、専門性などを備えた指導者やふさわしい施設を確保すること。さらにスポーツ振興に一層取り組むことや、生徒や保護者などが地域の文化芸術活動に参画することで、地域社会を豊かにすることにつながることを示しており、部活動改革を契機として、多様な世代が参加する地域のスポーツや文化芸術環境の充実を図る機会にしていくことが重要であるとされております。

そして、具体的な改革の方向性としては、令和5年度から令和7年度を改革集中期間とし、令和7年度末をめどに、まずは休日の部活動から段階的に地域に移行すること。平日の部活動の地域移行は、地域の実情に合わせてできるところから取り組むこと。地域のスポーツや文化芸術団体などと学校との連携、協働を推進し、地域におけるスポーツや文化芸術に親しむ機会の確保や、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実に取り組むこととされております。

さらには、部活動改革の流れを受けて、全国中学校体育連盟がこれまでの大会出場の規定を見直し、令和5年度から中学校体育連盟の大会に、地域で活動するクラブチームなどの中学校単位以外のスポーツ団体などが正式に参加できるようになり

ました。

美祢市教育委員会では、提言に述べられているように、これまで中学校において取り組んできた部活動にはとても大きな意義があり、今後も、子どもたちに同様の活動機会を設けていくことは大切であると考えております。

しかしながら、提言で述べられているように、急速な少子化の進行により、持続可能な活動を維持することが厳しい状況は、本市においても深刻で、喫緊の課題となっており、中学校の部活動改革に早急に取り組まなければならないと考えております。

そこで、休日の部活動の地域移行については、令和5年度からの国の改革集中期間を1年前倒しにして、国と県の委託事業を受け、今年度から美東中学校において、実践研究として取組を始めております。今後は、この実践研究の成果と課題を市内各中学校に共有し、来年度には実施可能な中学校や部活動に取組を広げてまいります。

併せて、急速な少子化の進行により、中学校単独では団体種目を維持することが困難な状況を打開するために、学校の枠を取り除いた地域活動として活動する組織を創設し、その運営も含めて、休日及び平日の部活動を地域活動に移行していく仕組みを構築し、段階的に移行してまいります。

最終的には、令和7年度から、市内中学校の全ての部活動を地域活動に移行してまいりたいと考えております。

また、今後の本市中学校の部活動の在り方や、部活動改革の方向性を検討するために、小中学校及び高校の校長や体育協会、文化協会などの関係者で組織する美祢市中学校部活動改革推進協議会を立ち上げ、6月29日に第1回の協議会を開催したところであります。

今後も、国や県の動向を注視しながら、本市の実情に合った、中学生にとって望ましいスポーツや文化芸術などの活動の在り方について協議するとともに、県や市の中学校体育連盟とも協議し、地域や保護者の皆様に御支援をいただきながら、子どもたちの望ましい環境を保障できるよう、地域全体で子どもたちの多様なスポーツや文化芸術などの体験機会を確保してまいります。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 藤井議員。1時間経過いたしてございまして、大事な質問で

はありますが、時間を厳守をお願いいたします。

○5番（藤井敏通君） もうそのつもりです。ありがとうございます。まだ、二、三質問をしたいところですが、今、副議長のほうから、もう時間だからということなので、最後にですね、まとめ1分ほどいただきたいと思います。よろしいですか。

○副議長（秋枝秀稔君） どうぞ。

○5番（藤井敏通君） 今回、農業、あるいは教育で3つの質問させていただきましたけど、いずれも地域っていうのがキーワードになります。本当に、その地域に住んでる一人一人がその気になって取り組むというのが大事だと思いますので、ぜひ、そういう観点から地域を巻き込んで、地域の人をできるだけ巻き込んで、改革を進めていただきたいと心から思う、願う次第でございます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

〔藤井敏通君 自席に着く〕

○副議長（秋枝秀稔君） この際、13時まで休憩をいたします。

午前11時43分休憩

-----  
午後1時00分再開

○副議長（秋枝秀稔君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

○10番（岡山 隆君） 皆さん、こんにちは。お疲れさまでございます。

常に大衆とともにをモットーに、困っている人を誰1人取り逃さない行動を目指す公明党の岡山でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、最初の質問は、有害鳥獣による人的被害の防止対策及び鳥獣保護区の指定解除に関してでございます。

皆さんも御存じのように、お隣の山口市小郡地区の住宅街で、住民が野生のサルに襲われる、こういった被害が相次ぎ、7月8日から7月28日まで延べ66人の市民の方がけがを負い、NHK全国版ニュースにも紹介されたところでございます。

野生鳥獣保護地域ということで、猟師による猟銃による――猟銃を使用して捕獲が難しい状況であったと認識しております。

はぐれ野生サルの被害による人的被害が拡大したことで、野生サルの1匹目は、専門業者が麻醉銃を使って——麻醉銃で打って捕獲しております。2匹目は——に捕獲した野生サルは、推定4歳のサルでインドネシア人男性の社員らが、軽症を負いながらも捕獲した後に殺処分されました。

この美祢市においては、数年前に大嶺町重安地域において、はぐれ野生サルによる人的被害が発生しており、今後、このはぐれ野生サルによる人的被害がいつ発生するか分かりません。

小郡町では、野生サルの1匹目は専門業者が麻醉銃を打って捕獲して効果を上げております。

美祢市内の猟友会と連携して、野生サルによる人的被害をなくするため、有害鳥獣による人的被害の防止対策及び猟友会の初動体制について、まず、最初にお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の有害鳥獣による人的被害の防止対策及び猟友会の初動体制についての御質問にお答えいたします。

サルの出没情報を受けた場合には、市の担当職員が可能な限り速やかに現地に向き、状況の把握に努めております。

さらに、頻繁に同じエリアに出没を繰り返す場合には、猟友会に情報を提供し、必要に応じて追い払いや巡回をお願いすることとなります。

なお、猟友会には、有害鳥獣捕獲委託事業として、年間を通じてサルを含む有害鳥獣捕獲業務を委託しております。

併せて、サルに特化したサル捕獲事業も同様に委託しており、このような事業により適宜対応しているところであります。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 岡山議員。

○10番（岡山 隆君） 今、説明がありましたけれども、そういったそれなりに対応はしてるということでございますけれども、まあ、通常の集団のサルについては、人を襲うことはまれであると思っております。特に、今回のように雄のはぐれ野生サル、これはどこでいつ出没して人に被害を与えるか分からないわけですね。

今回も、この小郡地——地域にあつては、結構麻醉銃で捕獲しておりますけれど

も、かなりそれまでに相当なけが人が出た上で、この初動体制が若干こと遅かったかなど。それで、最終的には66名という今までかつてない、こういった人的被害が発生しておるわけでございます。

そういったことで、今後こういった野生サルで、この美祢市内において人的被害が発生したときには、その専門業者、麻酔銃を使って打つ、保護区であれば猟銃は使えませんよね。だから、そこの猟友会と——その地元の猟友会と麻酔銃を打つそういった専門業者で、被害があったときには、そういった体制を早い段階で麻酔銃を使用していくことが重要と思っておりますけれども、これについてどのような対応をされようとしているのか、この点について再質問してまいりたいと思います。

○副議長（秋枝秀稔君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 岡山議員の再質問にお答えします。

離れサルによる人身被害が、平成26年度から30年度において頻発したことから、平成30年度までは専門業者へのサルの出没状況等の調査や、麻酔銃を含む捕獲について業務委託をしておりました。

近年は、人里において複数の人的被害が連続して発生する事案がないことから、年間を通じての委託は実施しておりませんが、サル被害の状況を注視しながら、必要に応じ専門業者への麻酔銃を含む捕獲について業務委託をする考えであります。

なお、麻酔銃の使用については、わな等での捕獲に比べて特殊な方法であり、麻酔銃量を安全かつ迅速に実施するためには、麻酔銃の所持許可と麻酔薬の使用資格等を取得していること、野生の鳥獣に対して、麻酔銃を用いた捕獲実績があることに加え、捕獲対象種を——捕獲対象種の生態、行動的な知識を有していることが望ましい条件となることから、猟友会メンバーによる麻酔銃の使用は、現実的な対応ではないと考えておりますので、そのような事案が発生した場合には、美祢市有害鳥獣被害防止対策協議会の臨時会議を開催し、対策について協議することとなっております。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 岡山議員。

○10番（岡山 隆君） ありがとうございます。

いずれにしても、こういった連絡協議会において専門業者、そして地元の猟友会、やっばし連携してこういったはぐれ野生サルによる被害が発生したときには、速や

かなこういった初動体制をしていくことが非常に重要であります。

猟友のメンバーが麻醉銃を打つわけにはいきませんが、そういった専門業者、そして、どこにはぐれサルが出て被害が起こったか、その辺をしっかりと精査しながら、今後、この美祢市にあって被害が出たときには、そういった初動体制をしっかりと組んでいただきたいと思います。

もし、実際に66名の被害というのは本当に大変なことであり、相当な被害で、何十針とか、何か縫うたとかそういったことも聞いておりますので、そういったことに至らないような、こういった初動対応をしっかりと今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

人里地域に隣接する鳥獣保護区の指定解除についてです。

美祢市内における鳥獣保護区において、ニホンジカ、イノシシ、サル等により農林業被害が発生し、多くの苦情をお聞きしています。

鳥獣保護区内における農林業被害の防止を図るため、特に必要があると認めるときは、保護区内において狩猟による捕獲等を可能とする区域指定ができるとあります。

鳥獣保護区は狩猟を禁止することにより、鳥獣の保護を図ることを目的とした区域制度であります。

鳥獣保護区で狩猟を見て——認めても問題がない場合は、都道府県知事の権限で県指定の鳥獣保護区の見直し、解除を含むを行うことが可能とあります。

法第14条第1項に、特例休猟区は農林業被害を防止するため、休猟区のうち都道府県知事が指定した区域において、第2種特定鳥獣ニホンジカ、イノシシ等のみ狩猟できる区域とあります。これ平成18年の法改正となっております。

猟友会は、こういった地域において、鳥獣保護区の指定解除の申請があった場合にどのような対応をするのか、まず、この点についてお尋ねいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律は、鳥獣行政の根幹をなす法律であります。

鳥獣保護区は、同法の第28条に規定してありますが、環境大臣または都道府県知



事は、鳥獣の種類、その他の生息の状況を——状況を勘案して、当該鳥獣の保護を図るため、特に必要と認めるときは鳥獣保護区として指定できるとされており、区域内では狩猟期間における狩猟が禁止されております。

現在、本市には4か所の鳥獣保護区が指定されており、その指定期間は山口県第13次鳥獣保護管理事業計画により10年間となっており、いずれの箇所も昭和の時代に指定されてはいるものの、更新にあたっては、関係者の意見を聞きながら期間の更新がなされております。

また、同法11条の規定による公道、自然公園法の特別保護地域及び区域が明示されている都市公園等については、狩猟が禁止されている等、捕獲行為には危険が伴いますことから、同法第35条に規定されている特定猟具使用禁止区域が本市には4か所指定されており、この区域内では、銃器による狩猟が禁止されております。

ただし、これらは狩猟に関する規制であり、鳥獣による生活環境、農林水産業、または生態系に係る被害防止の目的で行われる有害鳥獣の捕獲に関しては、同法9条の規定——規定する許可を得て捕獲することとなり、狩猟に関する規制区域であっても、許可できることとなっております。

また、鳥獣によっては、国または県に申請が必要ですが、一部許可権限が市に移譲され、イノシシ、シカ及びサルといった鳥獣についての許可権限は市となっており、同法及び同計画に即して、市において適切に許可を行っております。

そのような状況を踏まえ、議員御指摘の公園区域を含む鳥獣保護区については、保健休養の場として不特定多数の住民の方が出入りされますことから、公園としての機能維持を図りつつ、鳥獣を保護する目的に即して、周辺域への鳥獣被害防止を行っていく必要があります。

また、公園区域内であり、狩猟に係る人身事故を未然に防ぐためにも、安易な対応を避け、安全に配慮する必要があります。

とりわけ人里地域に隣接する保護区の指定解除にあたっては、より慎重な対応が求められますことから、猟友会や地域ともしっかりと連携し相談しながら、鳥獣被害防止に向けての捕獲対策を講じることが望ましいと考えております。

しかしながら、地元の鳥獣被害に対する要望もあるわけでございます。議員御指摘のとおりでございます。そのことから、近年の鳥獣被害状況の検証や、地元及び猟友会等の意見を伺いながら、対応策を講じてまいりたいと考えております。

また、こうした事情を県とも情報共有を図りながら、今後の方向性について検討してまいり所存であります。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 岡山議員。

○10番（岡山 隆君） ありがとうございます。

いずれにしても、公園に近いところ、さくら公園、そういったところのなんていいますか地域、そういったところで、実際イノシシ、シカによる被害が発生した場合に、猟銃を使っての捕獲というのは非常に危険が伴って、人身的な被害があったら大変なことでございます。

そういった面で、わな等——箱穴とか、そういったところの対応が必要とは思っておりますけれども、いずれにしても、大事な点はこの鳥獣保護区は指定されてですね、もう指定解除の申請が今までに今4か所と言われました。こういったところが実際、今、鳥獣被害が発生したから保護区を外してくれないかと、こういったところを市に対して、申請手続や——手続がこの40年間ぐらいであったのかどうか、また、あれですね、指定解除となる申請して、そして、すぐに指定解除となるのかどうか。そして、指定解除となった場合にはどういった制約があるのか、この辺について説明していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○副議長（秋枝秀稔君） 市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） ただいまの岡山議員の御質問にお答えいたします。

まず、鳥獣保護区の指定解除が近年あったかという御質問でございますが、これにつきましては4か所指定しておりますが、それぞれで区域を拡大したり、あるいは区域を縮小したりということを繰り返しております。

なお、4か所ありますうちの1か所、川東小学校の指定区域がございますが、これ学校林があった関係でして——しておったわけでございますが、学校が統廃合になったことから、今後、指定を解除する見込みでございます。

それから、県内には多数の鳥獣保護区がありますが、御指摘のような鳥獣害の被害で区域を区域から外すといったような事例はございます。

しかしながら、先ほども答弁しておりますが、公園等を含んでおるということから、慎重な判断が必要となろうと思っておりますので、猟友会、地元の関係者、様々な利害関係人の方の御意見を聞きながら、慎重に判断しながら県に相談していきたいと

いうふうに考えております。

それから、申請してどの程度で解除になりますかという御質問でございますが、こちらにつきましては、いろいろな利害関係人との意見のすり合わせ等がございますので、単年度の指定解除というのは難しいというふうに認識しておりますので、指定解除に向けて進むことがあったにせよ、複数年かかるものというふうに考えております。

それから、指定解除になってどのような制約があるかという御質問でございますが、こちらにつきましては、解除するわけでございますので、解除になった暁には特には制約はございませんが、ただし、法に規定しております狩猟の禁止区域等の制約がかかってまいりますので、狩猟しちやいけんところでの捕獲というのは、当然ながらできんということでございます。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 岡山議員。

○10番（岡山 隆君） 大体よく分かりました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、子ども食堂を支える取組と課題及び支援策に関してでございます。

子どもに無料、または低額で食事や居場所を提供する子ども食堂が誕生してから今年で10年となります。

地域ボランティアによる運営で全国6,000か所以上に広がり、日本の未来を育んでいます。

子ども食堂は、経済的に困っている家庭の子どもだけではなく、子どもなら誰でも来ることができますし、地域の高齢者も一緒に食事をしたり若者がボランティアで参加したりして、多様性に富んでいます。

子育て中の親同士や親御さんと運営者、ボランティアと子どもとの協力——交流拠点になり、子どもの食を支えるという福祉的なマインドを持ちながら、同時に地域とのつながりの窓口となっております。

子ども食堂は、民間の自発的な取組であり、困難を抱える子ども全てを支え切れるわけではございません。

美祢市では、既に6か所で子ども食堂の運営や開設に向けて準備をされていますが、地域によっては子ども食堂がないところもあります。

美祢市社会福祉協議会は、フードバンク山口の路地拠点から食品等を受け取り、定期的に美祢市内の子ども食堂に食品等を配布しています。

子ども食堂を支える全体像が見え隠れしていますが、地域の子ども食堂を支える取組と課題について行政の対応について、まずお伺いいたしますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

子ども食堂は、食事の提供を通じて様々な家庭環境にある子どもたちの多様な学びや体験の場となるほか、地域での見守りの機能を果たすなど、家庭や学校に次ぐ第3の居場所となりうるものとして、重要な役割を担っております。

また、子ども食堂の開設、運営を通じて、子ども食堂が高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があるため、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、大きな役割を果たすことが期待されております。

子ども食堂への支援策といたしましては、山口県において民間企業との連携により創設された、やまぐち子ども・子育て応援ファンドにより子育て支援団体の活動に支援がなされており、その中でも、子ども食堂の活動へも支援が——支援されているところであります。

支援内容の一部を御紹介いたしますと、子ども食堂の立ち上げや開催に合わせ、地域で活動する団体等と連携した取組を実施する場合などに対して、事業に係る経費の助成があります。その他、サポート事業としてコーディネーターの配置による子ども食堂の開設及び運営に関する相談対応や、開設に向けたセミナーの開催などに取り組まれているところであります。

次に、県内及び本市の子ども食堂の開設状況を申しますと、令和4年8月時点で県内の16市町134か所が開設され、うち111か所が山口県子ども食堂登録制度に登録されております。

この制度の登録要件として、子どもの居場所づくり等福祉目的で実施されること、利用料金が低額であること、衛生管理講習会を受講するなど衛生管理を徹底することが主な要件となっております。

期待される効果として、関係機関の協力が得られやすくなること、保健所での手

続が簡素化されるなどが挙げられます。

本市では4か所が山口県子ども食堂登録制度に登録されており、地域別の内訳を申し上げますと、美祢地域で1か所、秋芳地域で2か所、美東地域で1か所となっております。

さらに、市内2か所で開設に向けた準備をされていると伺っております。

登録されている市内4か所の子ども食堂の運営は地域の皆様が担われており、食事の提供、世代間交流、子ども居場所づくり、学習支援を目的に取り組まれているところであります。

活動の課題としては、平成29年に農林水産省が実施いたしました子ども食堂向けアンケート調査の集計結果によりますと、立ち上げ時では資金が足りない、各方面の協力が得られない、会場が見つからないなどの意見がありました。

この課題に対し、山口県では、県の主催で山口県子ども食堂開設セミナーを開催され、支援事業の説明や事例発表を通し、助成事業の募集案内や、関係者同士の情報交換に努められております。

さらに、美祢市社会福祉協議会では、子ども食堂の活動の活性化や地域全体での子ども食堂の輪を広げていくことを目的とし、市内の子ども食堂の運営団体や活動に関心がある市民の皆様、関係団体などで構成される美祢市子ども食堂ネットワークめぐるネットを立ち上げられ、会員相互の交流やつながりづくりに取り組んでおられます。

市といたしましても、子ども食堂が地域住民の交流拠点に発展する可能性がありますことから、子ども食堂の開設及び運営をサポートしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 岡山議員。

○10番（岡山 隆君） ありがとうございます。

なかなか、子ども食堂を運営していくということ——立ち上げ、美祢市にあっては、もう既に4か所、今立ち上げ準備も2か所してるということであって、非常にこれは地域が元気になっていくためには、非常に重要なことと思っております。

子どもだけではなく、高齢者の方も参加していくこともできると、ここのところを、まだまだ子ども食堂を立ち上げたいけれども、実際、具体的にどのようにして

いっていいか分からない。その辺は、今まで立ち上げた方からいろいろ事情を聞きながら、そして、県、また市からの立ち上げに関しての支給——支援、そういったこともあるということ、しっかりと知っていただくことが重要ではないかと思えます。

いろいろ認知症対策としてのカフェとか、そういった形で福祉に対しての対応策しておりますけれども、これは、次の時代を担うこういった子どもさんに対して、しっかりと子ども食堂を立ち上げていくことが、私は重要であると思っておりますので、これから立ち上げようとしている——結構美祢市、今まで4か所、本当によく立ち上げてくださったかな、私は考えています。

長門市では、まだ1か所しか立ち上げられてないですし、そういった面では、すばらしいなと思っておりますので、これからも10か所程度、地域で子ども食堂ができればいいかな、そのように考えておるところでございます。

そういったことで、今、要望等ちょっとお話し申し上げましたけれども、ここで市長がかなり具体的に説明されましたので、私の要望等としてお話をしてまいったところでございます。

それでは、次の質問に移ります。

特定非営利活動法人フードバンク山口については、お米、インスタント食品、缶詰等、食品関連企業や、そして一般家庭、行政、職場等から集めて、子ども食堂や生活困窮者、児童福祉施設、母子生活支援施設等に届けられております。

配布される食品の活用は、親の介護と自分も病気になって働けず収入がないなど、母子家庭でお母さんは2つの仕事を掛け持ちしているなど、十分に収入がないなどの条件は多岐にわたります。

子ども食堂の立ち上げや運営に関しては、コーディネーター、物流、光熱費、さらには管理費の確保等、フードバンクを取り巻く課題が散見されます。

現在、子ども食堂において、十分にこの食品が確保できない話もありましたけれども、衛生管理の負担が大きいなどの課題があります。

子ども食堂の立ち上げに関して、住民参加による地域福祉コミュニティーを育成するため、市民の理解を深めるための社会教育と広報支援策についてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の住民参加やボランティアに対して、市民の理解を深めるための社会教育と広報についての御質問にお答えいたします。

まず、先ほど答弁いたしました山口県主催の山口県子ども食堂開設セミナーの内容について、まずちょっと御説明をさせていただければと思います。

この開設セミナーは、毎年県内市町で開催されており、本年は、本市も含め山口市や山陽小野田市など6か所で7月下旬から9月上旬にかけて開催されました。

本市においては令和2年度に続く開催で、8月18日美祢市民会館において、子ども食堂の開設や運営に関心のある市民の皆様をはじめ、子ども食堂の関係者など22人の御参加をいただき開催しております。私自身も理解を深めるために、出席をさせていただいたところでございます。

セミナーでは、山口県子ども食堂支援センター統括コーディネーターによる子ども食堂の概要説明をはじめ、山口県子ども家庭課からの山口県子ども食堂サポート事業等の説明のほか、美東町綾木で運営されておられます、きずな食堂の開設に至った思いや経緯、子ども食堂の開催に合わせ地域とともに取り組まれているイベントなどの事例発表が行われました。

本当に熱い思いを話されまして、すばらしい発表であったというふうに思っております。

また、本年7月下旬には夏休みの子ども食——子どもの食支援を目的とした県下一斉フード——フードパントリーが、山口県子ども食堂・子どもの居場所ネットワークの主催で、県内20か所において1,150世帯に食品を配布する予定で開催されました。

本市においても7月31日に開催され、市内約50世帯に食品のセットが配布されたところであります。

さらに、認定NPO法人山口せわやきネットワークの主催で、本年9月30日に市内在住のひとり親家庭で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、仕事や収入が減少している方を対象に事前予約制となりますが、先着200食を「みんなにエール！弁当in美祢」として配布されることとなっております。このようなセミナー開催や様々な取組については、広報等への掲載、並びに市内保育園、幼稚園及び小中学校へのチラシ配布を通じて周知を図っているところであります。

今後も、山口県をはじめ、山口県子ども食堂支援センター及び美祢市社会福祉協

議会との連携を図り、子ども食堂の開設、運営やボランティア活動に関心のある方のみならず、幅広く市民の皆様に子ども食堂の活動について、情報を発信してまいり所存であります。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 岡山議員。

○10番（岡山 隆君） ありがとうございます。

今回、子ども食堂を立ち上げるための関心ある方が集まったということで22人、非常に大きな関心があるということを感じております。

本当に、私もこの伊佐地域で子ども食堂が本当に立ち上がれば、私も一会員としてボランティアに参加して、地域の子どもさん等が喜んでいただければ、しっかりと協力していきたい、こういう気持ちでおります。

それで、今後、やっぱり美祢市の社会福祉協議会が、本当にNPO法人のフードバンク山口と連携しながら、食品を——この家庭で余った食品、使う予定のない食材など、こういったところを募る、いろんなまたフードバンク山口のほうに行って、そういった食品を社協が集めて、子ども食堂にそれを配付していっておられる。本当に影の力といいますか、本当に社協が本当に大きな力を私は発揮して世の中が本当に回っているなということ、改めて認識はさせていただいております。

ということで、こういった今、日本の食品ロスというものが日本だけです、622万トンなんです。そして、反面、世界全体の食糧援助量を420万トン支援しています。それ、もう本当に日本だけの食品ロスで、本当に世界の食料を420万トンと。だから、そういった面から見て、また日本の食品ロスというのが大きいということは見取れますね。

そういったことで、今後、私はそういった食品ロスをなくするために企業とスーパーと、それを何といいますか——NPO法人非営利団体のこういったフードバンク山口に届けておりますけれども、この美祢市内にあっても、この子ども食堂の立ち上げをしっかりと認識していくため、また、無駄な食品をロスすることなく行っていくためには、私はせめて美祢市役所、そして美東総合支所、秋芳総合支所にフードバンクポストを私は設置して、ドラム缶一本分ぐらいですよ。それが、何て言いますか——各子ども食堂についての認識をしっかりとしていく、食品ロスをなくするために、そういったフードバンクポストを、私は何といいますか——皆さんに



しっかりと知っていく、そのためにもフードバンクポストを各それぞれの自治体の中心のところに1つ置いていって、食品ロス、そして子ども食堂の宣伝をしっかりとしていくことが大事だと思いますけれども、フードバンクポストを今後、各行政に設置するお考えがあるかどうか、これについて再質問します。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員のフードバンクポストを行政機関に設置する考えはという御質問にお答えしたいと思います。

フードバンクポストは、特定非営利活動法人フードバンク山口様により設置されたものでございます。

県内での設置数は、現在百——100か所を超えているところでございます。

確かに、あとコストと、あと回収という部分が課題になろうかと思えます。どこに設置したほうが効果的かということも検証された上で、今、現在は美祢市社会福祉協議会秋芳地域福祉センター内をはじめ、サンマート美祢店、ザ・ビック美祢店、中国縦貫道——中国縦貫自動車道美東サービスエリア上り線の4か所に設置されているわけでございます。

これに加え、行政機関にこのポストを設置するということにつきましては、非特定営利法人——特定営利活動法人フードバンク山口様とは、そういう要望に対して実際どうなのかということは、御相談はさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 岡山議員。

○10番（岡山 隆君） ありがとうございます。

しっかりと今、美東エリアとか4か所設置しているということは理解はしております。今後、先ほどから言っておりますけれども、子ども食堂について、何て言いますか——フード屋もちょっと非営利団体と連携しながら、行政の中心地に3か所、しっかりと設置していくことが必要じゃないかと思っておりますので、前向きに検討していただきたいと思えます。

ということで、あとそれが集まったら社協のほうがちやんと集めて、そして、それを子ども食堂にも配布されるようにしていると思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、最後に質問にまいりたいと思えます。残り20分です。

Mine秋吉台ジオパーク訪日外国人インバウンドへの通訳ボランティアの養成に関してです。

Mine秋吉台ジオパークに訪れる訪日外国人客は、韓国、中国人に欧米人を含めて1万人程度でしょうか。現在、この世界中に新型コロナウイルス感染症が拡大、この3年間を見ると、観光地を訪問する人が減少してきましたが、最近少しずつ回復しつつあります。今後、観光需要が回復してきた際、訪日外国人、インバウンドの訪日客も増加する可能性があります。

秋芳洞内には、中国、韓国、英語版通訳案内をしておりますけれども、十分に案内するほどではないと思っております。

今後、魅力ある美祢、世界ジオパークにするためにも、中国、韓国、英語で案内するボランティアを募集——募集する人材の確保が必要なのではないでしょうか。

お隣の長門市では、インバウンドを専門とする観光ガイド講師を務める全国通訳案内士を呼ぶ研修会を既に3回開催しています。美祢市にあっても、インバウンドを専門とする観光ガイド講師を務める全国通訳案内士を呼ぶ研修会を開催するお考えがあるかどうか、この点についてお伺いします。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

外国人観光客を取り巻く状況につきましては、本年6月10日からコロナ禍で制限されていた訪日外国人旅行者の受入れが再開されたところであり、団体旅行から現在は個人旅行まで徐々に要件緩和が検討され、今後のコロナ禍における観光経済の回復が期待される状況となっております。

日本政府観光局の報道発表では、ビジネス客などを含む7月の訪日外国人は14万4,500人、コロナ前の令和元年7月の約300万人との比較で5%程度であり、今後の増加が待たれる状況にあります。

本市におきましても、コロナ前は年間約5万人——5万人超の外国人観光客を受け入れておりましたが、コロナ禍後は、現在、もうほとんど皆無の状況となっており、観光経済や秋芳洞において、早期のインバウンド回復に期待を寄せているところであります。

一方、本市におけるこれまでのインバウンド対策といたしましては、議員御案内のとおり、秋芳洞内においては、青天井や百枚皿、黄金柱といった主要ポイント11

か所に英語、韓国語、中国語、日本語の4か国語による非接触型の音声ガイドを設置し、御利用いただいているところであります。

また、観光ホームページ、総合ガイドブックや秋吉台、秋芳洞の案内などの各種パンフレットにおいて、英語版、韓国語版、繁体字版、簡体字版の4種類を訪日外国人向けの案内資料として備えているところであります。

加えまして、本市単独ではありませんが、山口県——山口県央連携都市圏域を7市町で構成いたします山口ゆめ回廊の観光地域づくり事業の一環として、令和元年度から3か年計画で山口ゆめ回廊地域通訳案内士育成事業を実施し、3年間、圏域合計で67名の地域通訳案内士を登録いたしました。

このうち、本市在住の地域通訳案内士は、英語が1名、韓国語が1名の2名にとどまっていますが、3市町の——7市町の相互連携として、インバウンド対策を圏域として捉えていく必要があります。

議員御質問の全国通訳案内士については、国家資格であり、語学に加え日本地理・歴史、一般教養等が試験科目に取り入れられている大変難易度の高い専門的な知識を有する資格であります。このような資格をお持ちの専門家を招聘した研修会の開催は、今後の本市の観光におけるインバウンドの受入れ体制や、世界ジオパークを目指していく観点で、必要な有効手段となりうるというふうに認識しております。

したがいまして、まずは先ほど御説明いたしました山口県央連携都市圏域による取組を行っておりますことから、今後、圏域としてインバウンド対策事業をどのように展開していくのか確認や調整等を図り、検討してまいりたいと思っております。

また、これに加え、美祢市観光協会では専門スタッフ1名を常駐させることで、日本政府観光局が認定する外国人観光案内所として、 카테고리2の認定を得ていますことから、今後、 카테고리3への格上げを目指していくとともに、市内各所、拠点においても外国人観光案内ができますよう、このたびの長門市の研修を参考にさせていただき、インバウンド受入れ体制の環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 岡山議員。

○10番（岡山 隆君） ありがとうございます。

いずれにしても、今回、お隣の長門市におけるインバウンドを専門とする観光ガイド講師を務める全国通訳案内士に、この研修も私受けさせていただきました。

それで、この研修内容は、長門市の観光スポット案内の英会話初級、中級程度でありましたけれども、今後、参加者も10数名程度おましてですね。どうこの長門市の——長門市とありましたから、初級、中級レベルで接触型で簡単な結構会話をもって、そねえあのお簡単に流暢にしゃべる人はほとんどいませんので、そういったレベルで案内をしていくことも初級、中級程度の会話で、またMine秋吉台ジオパークの案内を、私は必要して——何といたしますか——そういった方をしっかりと今回、だから初級、中級レベルでしたから、まず、それに十二分に喋らなくても、美祢市でも、そういった今、全国通訳士案内——案内士を来て——講師として来ていただいて、そこで美祢市の中級、初級レベルで案内をできる、こういった形の講習を、まず、私はそれをしていくことが、まず、最初から完璧な人を呼ぶんじゃないくて、まず、美祢市からそういった関心のある方を呼んで、まず、ワンステップから始めていったらどうですかということなんです。そこをやるかやらんか、長門市と同じような、こういった研修会をする——されるかどうか、もう長門市3回やっていますから、美祢市もまず、そういったところを始めていったらいいかなと思いますけど、簡潔によろしく。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の再質問にお答えいたします。

確かにおっしゃることもよく分かります。絶えず研修を重ねながらレベルアップはしていかなければならないというふうに捉えております。

したがいまして、どういった研修が効果的なのか、また参加しやすいのかも踏まえて、検討させていただければと思います。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 岡山議員。

○10番（岡山 隆君） 研修は無料でやってくれるということです。

日本のインバウンド能力を上げるために、ちゅうことでしたので、私もただで講習受けましたので、3時間ぐらいでした。

だから、そういったことをまず、交渉しながら呼んでいただければいいかなと思っております。

それから、最後に今後、Mine秋吉台ジオパークが世界ジオパークに近づいていくためにも、特に、英語教員の定年者への働きによって秋吉——秋吉台の魅力を英会話で案内することが私は重要で、ボランティアでやっていくこと、無償でやっていくことも大事ではないかと思っております。

今後、Mine秋吉台ジオパーク、訪日外国人の訪問客対応へのこういった通訳ボランティアの養成が必要と思って——プロじゃなくていいんです、こういった養成が一番だから、さっき言った研修会をやって少しずつレベルをすぐに上がりませんから、流暢に話せるわけじゃありませんけれども、初級、中級ぐらいでそういった案内ができるようなボランティアの体制を組む、要請していくことが、私は重要ではないかと思えますけれども、これについては最後よろしく申し上げます。

○副議長（秋枝秀稔君） 八木下教育次長。

○教育次長（八木下理香子君） 岡山議員の御質問にお答えをいたします。

秋吉台、秋芳洞を含むMine秋吉台ジオパークを訪れる外国人観光客を初め、世界中の多くの方々にMine秋吉台ジオパークの価値、魅力を伝えるため、世界で最も使われている共通語である英語での情報発信は、非常に重要と考えております。

先日行われたアジア太平洋ジオパークネットワークシンポジウムにおきましては、山口大学秋吉台アカデミックセンターと連携し、秋吉台、秋芳洞を含む、Mine秋吉台ジオパークの学術的価値や魅力など英語で世界に発信をし、世界のジオパーク関係者の方から好評価をいただいたところでございます。

Mine秋吉台ジオパークでは、ボランティアによるガイドではなく、ジオパークの運営団体であるMine秋吉台ジオパーク推進協議会が養成・認定をしたジオガイドがなりわいとして、Mine秋吉台ジオパークの地質、地形や地域の歴史等の魅力を伝えております。

これは、ガイドをなりわいとして行うことで情報発信に責任を持ち、またガイドの活動が持続可能な活動となるようにしたいという考えに基づくものでございます。

このため、英語によるガイドにつきましても、訪日外国人客対応のボランティアを育成するのではなく、ジオガイドが英語でガイドができるように研修を行っているところでございます。

具体的には、月に1回開催しておりますジオガイドミーティングにおきまして、ジオガイドは国際交流員による実践的な英会話の実施を受けており——おりまして、

さらに、ここにトレーニングを積むことで、外国人観光客に対応できるように受入れ体制の強化を図っているところでございます。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 岡山議員。

○10番（岡山 隆君） ありがとうございます。

実際、なりわいでこの秋吉——Mine秋吉台ジオパークを案内するというのはもうプロですから、お金払わないといけない、相当な額でしょう。だから、あくまでも地域の方が、私は今の分は分で非常に大事でいいんですけど、そこまでレベルいけないけれども、日常的に初級、中級ぐらいで秋吉台をちゃんと案内できる、そういった体制も、私あってもおかしくはないんじゃないかと、このように思っております。

特に3億5000万年前からの地球の生命と記憶をめぐるとうことで、こういった形で英語訳版がありますけど、非常にこれ結構会話用としては、ちょっと非常に専門的になり過ぎて、なかなかこれをプロでもなかなか通訳していくことは難しいなど、私感じますね。だから、もうそこまでなくても、これはこれとして大事なんですけれども、もっと何か優しい言葉で——会話で——日常的な会話で、この秋吉の魅力発信をたくさんの方が——たくさん、なかなか10人以内におって、何かのときにボランティアで案内していったら、多くの方にこの秋吉台、美祢市のこのジオパークをしっかりと秋吉台を中心として、御案内できることができるかなあとは思っておりますので、私は、だから、あれですね——最後の質問としてですね、この秋芳洞、秋吉台を中心に案内できる日常英会話的な中に、きちっとこの美祢秋芳洞、秋吉台を、ジオパークを説明する、こういったガイドブックを、私は初級か中級レベルのガイドブックを作成して、それをベースに有償じゃなくて無償でボランティアで案内できる人も、そういった要請をしていくことが大事じゃないかと思っておりますので、まず、そのガイドブックを作っていくことが第1段階として大事じゃないかと思っておりますので、そのところを今後、作成していくことを検討していただきたいと思っておりますけれども、最後にあと2分ありますけれども、よろしく願いします。

○副議長（秋枝秀稔君） 八木下教育次長。

○教育次長（八木下理香子君） 岡山議員の再質問にお答えをいたします。

Mine秋吉台ジオパークには、英語、韓国、中国語の繁体字、簡体字の総合パンフレットがあり、外国人観光客にジオサイトの情報を提供する際に活用しているところです。

また、本ジオパークのホームページを見ていただきますと、各ジオサイトの情報を紹介しており、英語へ表示切替えをされると、英語表記にて情報提供が可能となっております。

SNSにおきましても、Mine秋吉台ジオパークの情報発信に努めており、日本語に加えて英語表記を付しております、国内外に向けて広く発信をしているところでございます。

そして、先ほど答弁いたしましたとおり、ジオガイドは主にガイド時に使用する英語のフレーズを学び、より実践的な英会話の実習を通じて英会話力の向上に努めているところです。

こういった取組をうまく組み合わせながら、外国人観光客のニーズに応え、今後のインバウンドに対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 岡山議員。

○10番（岡山 隆君） ありがとうございます。

今後とも、より分かりやすく丁寧に、そういった対応を進めていただければうれしいなと思っております。

それでは、以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

〔岡山 隆君 自席に着く〕

○副議長（秋枝秀稔君） この際、14時10分まで休憩をいたします。

午後2時03分休憩

-----  
午後2時10分再開

○副議長（秋枝秀稔君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。三好睦子議員。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

○12番（三好睦子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の三好睦子です。市民の皆

さんが一人一人がいきいきと輝いて暮らせる、美祢市に住んでよかったとっていただけるような美祢市にしたい。この思いで、有機農業による美祢市の活性化についてお尋ねいたします。

農家は、一昨年のウンカ被害に続き、コロナ禍で飲食店の自粛などで、お米の需要が伸びず、収入がさらに減少しています。生産者米価も、概算金が多少上向いたものの、依然低迷したままです。

また、ロシア、ウクライナ戦争のあおりで、飼料、餌代です。肥料や農薬などの生産主体が、またガソリン、燃料費の高騰に加え円安の影響も受けて、生活物資が高騰しています。農家は二重、三重にと苦しい立場に立たされています。

市は、これらの対策として支援補助事業を展開されました。ウンカ被害の給付金、また、昨年の生産のための種もみ、育苗の補助金、果樹施設園芸農家には、また、畜産農家にもそれぞれの支援がありました。しかし、これは、緊急的な支援策であり、決して農業が続けられる支援にはなっていないのです。

日本共産党は、農産物の価格補償と所得補償を組み合わせ、農業が持続できる農業にする政策を提言しています。生産者は、再生産ができる農産物の価格を望んでいます。しかし、採算の取れる価格をつけて売るとは難しいと思います。有機農産物なら勝負ができると思います。消費者が安心・安全な有機農産物を消費者が望んでおられると思います。食料を安定的に生産することは自給率の向上にもつながります。そして、何よりも美祢市内の経済が循環していくと思います。

今、世界的にも異常気象、気候変動があり、人体はもちろん、農産物にも様々な影響を受けています。それに加え、今年はロシアのウクライナ戦争が長引き、窒素など肥料の原料の高騰で、また、燃料の高騰など、不安要素がたくさんあります。肥料は1.5倍の値上げが予測されています。今でさえ、お米を1俵60キロですが、これを作るのに、生産コスト、まず育苗代、種もみも含まれますが、肥料、農薬、田植機、トラクター、コンバインなどの機械代の支払い、また修理代、機械の燃料代、軽トラックやコンバインの軽自動車税、また各種保険、農業共済、ライスセンターの利用など、たくさん必要経費が要ります。作業の手伝いの日当など等々合計をして、約1万5,000円から1万6,000円は必要ではないかと思います。

生産者米価が1俵約1万円ですので、5,000円から6,000円の赤字となります。一反で8俵の収穫があったとして計算しますと4万8,000円、1町作れば48万円の赤



字となります。マイナスの部分は、年金をつぎ込んでも足りません。営農口座は慢性的な貸越状態という農家もあるのではないのでしょうか。

それに加え、異常気象で、地域によっては水がなくて、水田に植付けすることができなかったという圃場があると聞いています。また、これによって、収入も減ってきます。今でさえ赤字なのに、これでは近所の圃場、田んぼまで預かって、お米は作っておれない、もう返す。自分の田んぼだけで精いっぱいだと、こういった声を聞いています。返された方、今さら田んぼを返されても機械もない、農業を始めるわけにはいきません。返された田んぼは荒れてしまうでしょう。

これは、農家だけの問題ではなく、地域にとって大きな問題です。行政も地域も、市民全員がこの食料問題について、本気で取り組まなくてはなりません。荒廃農地をつくらないためにはどうするか。持続可能な農業にするにはどうしていくかということなのです。

今直面している人口減少問題、少子化、高齢化、担い手の減少、後継者が不足など多くの課題をどうするかということなのです。農薬を散布しての農業では、病害虫に抗体ができて、農薬をさらにひどいものにしていく、エスカレートしてしまいます。益虫も殺してしまつては、生態系も壊してしまいます。農業者の健康にも、環境にもよくありません。今こそ、人と環境に優しい有機農業に大きくかじを切る時期が来ていると強く感じます。有機農業がこの危機を救うと信じています。

この折、政府も、昨年5月に新たに農政の指針として、持続可能な食糧支援の構築を目指すとするみどりの食料システム戦略なるものを発表されました。美祢市も有機農業推進計画が作成されています。

この内容を見ますと、病害虫や管理作業が安定生産に対するリスクの増大とか、また地域の生産性との融合、周辺環境にも配慮が必要だとか、有機肥料の課題が語る述べられていますが、私が進める微生物を使つての有機農業は、これらのリスクを解決すると思います。これらのリスクは案ずることはありません。

みどりの食料システム戦略の2050年までの目指す目標として、化学肥料の使用料を30%削減、化学農薬を50%削減、また、有機農業の耕作面積25%に拡大するという内容ですが、この微生物の有機肥料での農業でしたら、簡単にこれらをクリアすることができると思います。この有機——微生物の有機肥料は、もみ殻、ぬか、油粕など廃材を使つて、微生物の菌と混ぜて作るものです。

今美祢市では、EMぼかしと言われていて、微生物の力を借りて、有機肥料ですから、当然、無農薬や減農薬です。このぼかしはすぐれもので、台所や給食の残飯、草など一緒に合わせて、数か月密閉しておけば有機肥料ができます。家庭菜園やプランター栽培もできます。これを使っての野菜はおいしいと評判です。EMぼかし有機肥料で作られた、JA女性部さんの皆さんからの体験をいただいたお話です。お花もきれいに咲くと、野菜もおいしいと意見をいただいています。

有機肥料、EMぼかしとの出会いは、私が農協に勤務していた頃、講師を呼んで普及できたものです。今もJA女性部さんがぼかし肥料を作っておられます。淳美小学校でも、以前JA女性部の皆さんの指導で、ぼかしを作って、学校の畑でタマネギを収穫しておられました。家のぼかし作りは、JAを通じて、各地で浸透しています。材料さえあれば簡単ですが、水稻や野菜出荷には大量が必要です。

私ごとですが、コシヒカリを3反、このEMぼかし有機肥料で作っています。このぼかしを自分で作るのは大変で、今時間がなくて、最近では、ぼかし肥料を作っている業者に買入れてます。稲の茎は丈夫で、ウンカ被害も受けませんでした。除草剤は1回はやります。以前は、除草剤を使わずに、除草機を使ってやっていたんですが、今は時間的にもそういうわけにはいきません。除草剤は水面にまくと水面にぱっと張るタイプにしています。土の中の微生物が死なないためです。

そして、収量は、私は上となりけり、植竹の法人の方にすいてもらって、田を植えてもらって全部お願いして、除草剤だけ私がまいて、草刈りは私がするんですが、草刈りをお願いしていること——シルバーの方をお願いしています、言わば、ほったらかしなんですけれど、今年は7俵弱、8俵を目指していたんですけど、ちょっと7俵を切ってしまいました。本気で作れば8俵は上回ると思います。

子どもたちは、新潟魚沼産のコシヒカリよりおいしいと言ってくれます。これはきっと親孝行のつもりで言っていると思いますけれど、おいしいということには全くのうそではないと思います。

普及するには、化学肥料や農薬販売に切り替えるためにも、山口県農協美祢統括本部が育苗センターの施設を使って、EMぼかしの有機肥料、無理にEMでもなくてもいいんですけど、農協がもうずっとEMでしたから、EMぼかしの有機肥料を使って販売してくださるとありがたいと思っています。農協にはこのことはまだ伝えておりませんが、伝えていきたいと思っています。

このEMぼかしの有機肥料には、微生物が生きて活躍していますから、農薬を使用しては菌が死んでしまいます。ですから、必然的に減農薬・無農薬栽培になります。ということは、人にも地球環境にも優しいということになります。消費者に喜ばれ、売れるお米、売れる農産物の生産につながると思います。人に優しいということは、健康になって、医療費の削減にもつながると思います。トータル的には、美祢市の発展につながると思うのです。この有機肥料が美祢市の農業を救ってくれるのではないかと思います。環境保全型資源を活用して、資源の循環させた取組と思います。

先ほど言いましたように、この荒廃農地が増えるのではないかということに、これについて考えました。荒廃農地——遊休農地の、そして荒廃農地の対策なんです。菜の花を植えてはどうかと思うのです。菜の花プロジェクト、資源循環サイクルです。このプロジェクトは、私が農業委員会の委員の頃の話ですが、菜の花の油、エゴマ油、椿油にと話が発展しましたが、その後、立ち消えになった経緯があります。

菜の花プロジェクトで市を活性化している報告は愛知県にありました。コロナで視察に行くことはできませんが、ネットの情報では、チラシを見て説明したいのですが、タブレットに送信していただけますでしょうか。

○副議長（秋枝秀稔君） はい。

○12番（三好睦子君） これなのですが、これは愛知県の農林水産部のホームページから取ったものです。菜の花エコプロジェクトというのですが、この説明にもありますように、菜の花を栽培して、菜種から油を絞って、油粕は肥料や飼料になるということで、また食糧、食用に利用したりということで、軽油の——油の燃料の代替にもなるという再利用ができるというものです。

まず一番上の、この図からいけば一番上なんです。農地に種まきをしますね。その時に地域の方に来て手伝っていただくと、また、市外の方でもいいと思います。そしたら、交流が生まれて、交流に期待ができます。そして、菜の花が咲くと、癒やしになって観光にもつながると思います。菜の花畑の迷路とかいうイベントもできるのではないかと思います。

美祢線では、今JR美祢線でもこの菜の花が咲いてました。この沿線に、菜の花をさらに植えて、観光客の方におもてなしができるのではないかと思います。

また、次の図なんです。これは、菜種を採油、油を取っているところですが、

仕事起こしにもなります。また、安全な菜種油ができて体にもよいと思います。この真ん中にありますが、この牛や家畜、鶏とか豚とかがこの餌として、これは油粕が餌になるんですが、この中に、牛糞とかの廃棄物なんですが、有機肥料にも、微生物の菌ともみ殻と混ぜて、牛の排出物ですね。それらがまた有機肥料にもなると思います。

そして、下の段ですが、この油を取って、食堂とか自分方の家が出ますが、天ぷら油をして、廃油になったのをまたこのEMのぼかしを作るときに利用できるんです。そのようにサイクルができて、またそのディーゼル、燃料にもなるということがあります。この燃料については、ちょっと私まだよく研究しておりませんが、なるということなんで、このコロナが終わりましたら、愛知のほうに視察に行きたいと思っております。このように、資源の循環型社会を目指していきたいと思っております。こうしたことが、荒廃農地の解消にもつながるのではないかと思います。

今美祢市では、先ほどありました有機農業推進計画の中ですが、この中に、実情に即した国や県の支援と助成制度の活用に向けて指導、助言を行うとともに、実情に応じて、市独自の支援政策の検討を進めていきたいとありますが、これはどのように支援をしていただけるのか、お尋ねいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

具体的な支援策ということなんですけど、ちょっとまず通告書に基づいて、有機農業の推進についてお話をさせていただければと思います。

三好議員の御提案、本当に興味深く、また聞かせていただきました。世界的な流れは本当に、まさにそのとおりだろうと思っております。

昨年、2021年の9月に国連の食料システムサミットが開催されたというのは御存じだと思います。その中で、やはり具体的に日本はどう取り組むんだということで、みどりの食料システム戦略等の取組の実施ということを国連のほうに登録をさせていただきますので、大きな流れ、化学農薬、化学肥料の低減、また有機農業の推進というのはここに登録されるわけですから、今後加速的に進んでいくし、本市としても取り組んでいかなければならない事項でございます。

御案内のように、食料システムが地球環境に大きく負荷をかけているというのは御案内のとおりでございます。農業生産というのは、地球上の温室効果ガスの25%

を排出し、水資源の70%を使い、食料生産のために、土地転用、特に重要な熱帯雨林の開発など、1970年以降、60%から70%の生物多様性を創出させているという報告もあるわけでございます。

それと、おっしゃったように、人間の健康という観点からも、いいシステムではないというふうに指摘されているところでございます。いまだに8億人が、飢餓の状況にある一方、肥満で苦しむ人口というのは19億人と言われているわけでございますし、世界の貧困層の80%は農村部で、農業に従事して、その大部分は、かつかつの所得しか得てないという状況でございますし、食料は、生産、流通、消費の過程で、約3割が捨てられているという極めて非効率なシステムだから、これを改正していこう、日本はみどりの食料システムに取り組んでいこうという流れでございますので、三好議員がおっしゃったとおりでございます。

まず、有機農業の推進について、御説明させていただきたいと思います。

藤井議員の先ほどの御質問にも答弁しておりますけど、近年、環境問題への関心が高まりつつある中、堆肥等の有機質資源の活用や化学合成農薬、化学肥料の削減など、環境に優しい農業生産への取組が徐々にではありますけど活発化しております。

特に、有機農業等の推進によって、自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷低減を促進することで、農業農村における持続可能な開発目標SDGsの達成にも寄与し、生物多様性保全や地球温暖化防止にも貢献できると期待されているところでございます。

こうした中、国は有機農業の推進に関する法律に基づき、令和2年4月に、有機農業の推進に関する基本的な方針を改定しております。さらに令和3年5月には、持続可能な食料システムの構築に向け、先ほども申し上げましたように、みどりの食料システム戦略を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工、流通、消費の各段階の取組と、カーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進することとし、2050年までに14の目指す姿と取り組む方向を示されたところであります。

環境保全の取組では、化学農薬使用料の50%低減を目指すこと。輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用料の30%低減を目指すこと。耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%、100万ヘクタールに拡大するなど、目指す姿が示

されたところであります。

こうした中、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や世界情勢の緊迫などにより、農業生産に必須である肥料については、昨年度より、世界的な穀物需要の拡大と、中国の輸出規制やロシア、ベラルーシへの経済制裁などによる、肥料原料の需要逼迫、原油価格及び海上運賃の上昇、円安の拡大等により、肥料原料である尿素、リン安、塩化加里等は、市場最高値の水準となっており、生産者の肥料購入価格は、昨年より大幅に上昇しているところであります。

加えて、畜産飼料や農業生産で使用する燃料価格が高騰しており、その他の生産資材の価格も上昇しているところでございます。

このような状況から、さきの市議会8月臨時会において、農業経営の継続を支援するため、山口県の肥料の価格高騰分の一部経費を支援する肥料高騰対策緊急支援事業や、農業用機械の省エネ利用のための点検修理等に要する費用を支援する農業省エネ対策緊急支援事業に上乘せ補助する支援策や配合化学が高騰する中、畜産経営への影響を緩和することを目的に、JA山口県、美祢畜産部会へ補助する支援策を議会の皆様の御理解をいただきながら可決、承認いただき、現在、速やかな交付に向けて鋭意事務作業を進めているところであります。

おっしゃるとおり、しかしながら、この支援策は——これらの支援策は、営農継続を図る支援であり、高騰対策の根源を解決するものではございません。現在、国においては、生産現場における肥料価格高騰対策として、化学肥料の使用料低減の取組を前提に、15の取組項目を示し、そのうち2項目以上を取り組むことで、医療コスト上昇分の7割を補填する支援金が措置されたところであります。

具体的な化学肥料低減の取組としては、土壌診断による施肥設計、堆肥利用、有機室肥料利用、可変施肥機利用などがございます。

こうした取組のほか、国は、肥料等の高騰状況を解消するため、原材料の調達困難国から産地の切替えを進めるなど、様々な対策を講じておりますが、直ちに、高騰状況が解消されるといった見通しが立っていないのが実情であります。

一方、生産現場においては、貫行栽培から直ちに化学肥料を低減することは、容易なことではありませんが、こうした肥料高騰を背景に、化学肥料を減らし、堆肥や緑肥を活用する循環型農業への関心は高まっており、みどりの食料システム戦略や有機農業への転換を考えると、タイムリーな時期に差しかかっていると考えます。

このほか県においては、令和3年7月に山口県有機農業推進計画を策定し、有機農業の推進に関する指針が示されたところがございます。

これまで御説明いたしましたとおり、有機農業をめぐる様々な状況を踏まえ、本市の生産現場の実情を踏まえつつ、有機農業に向けた土台づくりの機運を醸成し、有機栽培をはじめとした環境保全型農業を推進することを目的とした計画づくりが必要な時期にありますことと判断しましたことから、このたび、美祢市有機農業推進計画を策定したところがございます。

また、本計画の中では、現状の有機農業を含めた農業を取り巻く情勢に的確に対応するため、農業生産工程管理GAPを基本に、食の安全・安心に対応するとともに、環境保全に配慮した農業生産を進めることとしております。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） ありがとうございます。

今農家の方は本当に、生産資材が上がってどうしようかと、続けていかれないと、今回で離農をされる方が予想以上に多いのではないかと聞いております。

食料、お米を作ることができなくなった場合に、私たちが食べるお米、食料がなくなってしまっては困ります。それは、国は言うことでは、身に合わなくて、お米は輸入すればいいじゃないかっていうことになるけど、そうではなくて、地元でできたものを地元で消費すると、そういうふうにしていきたいと思えます。

美祢市の基幹産業、農業です。今、資源といえば農地です。この資源を使って、農業をしていくことが一番、この美祢市を救っていくことではないかと思えます。

最初に申しましたように、本当に美祢市に住んでよかったと、一人一人のこういった有機農業とかいうのに関わって、いきいきと輝いていける、暮らしていける、そういった、本当に美祢市はよかったよね、食べるものおいしいよねと、美祢市に住んでよかった、こう言っていただけるようにしていきたいと思えます。先ほど質問しました助成制度もありますが、言われるように、本当に、営農を続けていくような状態ではないと思えます。

私も以前、農業しておりまして、主人がおる頃は営農っていう口座があるんですけど、いつも赤字でした。今は営農の口座を持っておりませんが、営農というのは便利で、生産資材はそれから残高がなくても貸越しの金額が上限があるんですけど、

それまではどんどん買って、仕入れてもらってもいいんです。でも、秋に米代で精算ということなんですけれど、先ほども言いましたように、異常気象で、水田に田んぼが植えられなかったと。2町5反作ってるんだけど、2町分が水がなくて、植えられなかったと話された方もありました。

こういったふうに農家の収入は本当に不安定なので、何とか市も支援をしていただきたいのですが、大本の国が農業、農政をしっかりとやっていただきたいと思うんです。そこをフォローしていくのが、私、手前みそになりますけれど、日本共産党が、生産農家のしっかりとした農業政策を打ち出しておりますので、またの機会に御紹介したいと思います。

それで、有機農業がよいと分かっても、生計が成り立たないと長く続きません。そこで、有機農産物の販路です。直売所、道の駅、またネット販売などありますが、地元で消費をしていくということが経済の循環になっていくことが大事だと思います。県、地元で、地域の市内で経済循環をしていくことが大事だと思います。市内の学校給食、病院の給食の食材として使っていただけると、収入も安定するかと思います。学校給食は、地元の食材の有機の食材が大事な食育にもなっています。

学校給食食材の地産地消の取組についてお尋ねします。

食物、食は命です。食生活が病気の発症の原因となることもあります。子どもが病気をしないで、元気に育てほしい、このことは誰もが願うことです。

そこで、美祢市の学校給食は、やはり国産の食材、地元産の食材、もっと言えば、有機農産物の食材にこだわりたいと思っております。

有機農法で栽培された美祢市産のみで食材ということは、難しい——本当にいいことと思いますが、給食に提供されたいと思います、なかなか難しいのではないかと思います。学校の食材を一挙に、美祢市産で、そして、有機農法による食材ということにするには、野菜の種類、また収穫の時期の調整、また、調理現場、生産者、納品方法など、いろいろと課題があると思います。

そこで今回は、地元の——地元食材の使用率の向上の観点からについて、観点のみから質問させていただきます。

以前にも、学校給食の食材の使用率について質問したことがあります。答弁では、お米は100%美祢市産のものを使っているとのことでした。農産物は、山口県の県内産ではありましたが、美祢市の地元の使用率はそう高くなかったように記憶して



おります。

そこで、お尋ねなのですが、材料の安全性と同時に、地元経済、とりわけ農業の振興の観点からも、学校給食における地元産食材の使用率を高めていくべきと考えますが、このことについてお尋ねします。

またもう1点、地元産の食材を使用することで、コストが上がって、給食費の値上げになり、保護者に負担が重くなっては困ります。その部分について、給食費を支援することは考えられないでしょうか。この2点について、お考えをお伺いいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 西山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（西山宏史君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

1点目の、学校給食における美祢市産食材の使用率を高めていくべきではないかとの御質問であります。

令和3年度の美祢市内小中学校の学校給食における地元産食材の使用率は、品目数ベースで、山口県産85.3%、美祢市産28.5%となっております。山口県の第三次山口食育推進計画に掲げる県産食材使用率の目標である70%は達成しておりますが、本市の第二次総合計画で掲げる美祢市産食材使用率の目標である34%には達していないとの状況でございます。

学校給食における食材の調達は、それぞれの学校給食調理場で行っておりますが、各調理場において、美祢市産の食材使用率が目標に届いていない理由は、おおむね次の4点であります。1番目、仕入れできる量が必要量に足りないことが多い。2番目、各共同調理場の近くに地場産の農産物を取り扱える業者が少ない。3番目、冷凍野菜等に比べて、下処理に時間がかかるため扱いにくい。4番目、材料の品目ごとに納入業者を分けるのは、業務が非常に煩雑になる。このように、美祢市産の食材使用を増やしていくには、食材の供給体制の限界や、各調理現場の業務量増加というハードルがございます。

しかしながら、先ほども御説明しましたとおり、美祢市産食材の使用率向上は、行政の計画では、山口県だけでなく、本市も第二次総合計画で掲げており、給食の安全性の向上、地域農業の振興にも寄与すると考えております。したがって、引き続き各調理場には、美祢市産食材の使用推進を呼びかけてまいります。

また、現在、美祢市産米を使用する週3回程度の米飯給食を実施していますが、

学校給食センター稼働後は、週4回程度基本に提供数を増やしてまいりたいと考えております。

また、鱒、ゴボウ、梨、栗など、比較的生産量の安定している美祢市産食材についても、これまで以上に使用の拡大を呼びかけてまいりたいと考えております。

2点目の美祢市産食材の使用率を高めることがコストアップにつながるならば、その分の給食費の支援ができないかとの御質問でございます。

地元産食材の使用率を高めることは、材料費だけでなく、現場の仕事量まで含めると、全体の経費としては増加するかもしれませんが、食材の流通コストが低減化する可能性もあり、全体として、どの程度の経費の増減があるのかは、残念ながら現時点では把握できておりません。

給食費については、さきの市議会8月臨時会において、昨今の給食食材費の値上がりに伴う保護者の給食費負担増を回避するため、地方創生臨時交付金を活用した給食費の支援について、補正予算の議決をいただいております。

市としましては、当面美祢市産食材の使用量拡大に伴うコストアップよりは、むしろ物価高騰による給食材料費の保護者負担の回避に対応しているところであり、今後も、保護者の負担の増加とならないように留意してまいります。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） ありがとうございます。なかなか難しいということなんですけれど、一つ一つクリアしていかなければならないと思います。

量が足りないということなんですけれど、以前も申し上げましたけれど、例えばタマネギならタマネギ、バレイショならバレイショ、人参なら人参とか、特定のものでも先ほどありましたけど、美東ごぼうを使ってるということでしたから、そういった取組はできるのではないかと思います。

そして、私が一番気になることは、今法人では麦とか植えておりますが、この麦がパンにならないんだろうかと言いましたら、その麦でもいろいろ違うんだと。学校給食いろんな小麦粉とかを使っているかと聞きましたら、米飯給食とパンの給食があるんですけど、パンに使われているのは、内容ですかね。使われてる内容と、産地——産地というか、県内産かどうかということもちょっとお尋ねしたいんですが、いいでしょうか。

○副議長（秋枝秀稔君） 西山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（西山宏史君） 三好議員のお尋ねでございます。

パンっていいますと、給食用のパンといいますと、外国から入ってきた小麦の粉を原料にして、製品化しておるという印象が私にもありましたけども、現在は、山口県産の県内産の小麦粉、そして、一定割合、美祢市産のお米の米粉を混ぜたものを給食に提供するパンの原料としておりますので、パンも山口県を含めれば、地元産食材だという形で、現在提供しております。

以上でございます。

したがいまして、パンを米に切り替えると、広い意味での地元産だけでなく、美祢市産の地元での供給率が上がってくるという意味合いがあります。そういう意味合いで、今後、米飯給食ですね、現在週3回のところを週4回に目指していこうということで、各調理場に声掛けを行っている状況でございます。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 今本当に子どもたちはパンが好きで、そのパンに、何か、外国産の小麦粉を使用したパンなら本当に困るなと思っていたんですが、先ほどの説明では、県内産の小麦粉ということで安心しました。そして、また米粉も使ってるということで、本当にいい取組だなと本当に感謝しています。

それで、先ほども答弁にありましたけれど、本当に美祢市産の農産物を使っていくためにも、生産者、農協とか部会の方とかいろいろな方たちと、もちろん管理栄養士、給食の現場に立たれる方々の意見を聞きながら、実行していただきたいと思っています。

それで地元の、しかも私が思うには、今の情勢の中では、もう有機肥料に切替えなければいけない時期に来ると思います。その点から見ても、地元の有機農産物の食材を使うということは、特色ある学校給食と思います。しかも、学校給食の無償化、以前から二、三回質問させていただいてますが、学校給食の無償化にして、しかも有機農産物の地元の食材を使ったのが学校給食で出るよとなれば、話題にもなって、美祢市は注目されると思います。そのことは、人口定住にもつながっていくと思います。美祢市には農地があります。これらを生かして、持続的に発展していくことが——持続的に発展すると思えます。

先ほども申しましたが、微生物を使って有機農法、そして、また菜の花プロジェクトの実施で美祢市が活性化していくことを願って、私の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

〔三好睦子君 自席に着く〕

○副議長（秋枝秀稔君） この際、15時10分まで休憩をいたします。

午後2時56分休憩

---

午後3時10分再開

○副議長（秋枝秀稔君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。山中佳子議員。

〔山中佳子君 発言席に着く〕

○13番（山中佳子君） 純政会の山中佳子です。一般質問発言通告書に従い、質問をさせていただきます。

まず、令和4年7月29日に教育長に就任されました南新教育長に、教育理念をお伺いしたいと思います。

○副議長（秋枝秀稔君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 山中議員の御質問にお答えします。

議員の御質問により、教育理念を述べさせていただく機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

これまでの教育実践から学び、大切にしていることを3点に絞ってお答えさせていただきます。

一人一人の子どもたちの顔が違って見えますか。どこまでも謙虚に、柔軟に、一人一人の子どもを人間として深く理解することに努めてください。そうすることによって、あなた自身の人生も豊かになるでしょう。これは、教育実習を終えたときに、恩師である上田薫先生からいただいたお言葉で、私の教育の原点にもなっております。

教育という営みの中で、子どもたちに直接関わる教師の存在が大変重要であることは言うまでもございません。先生方は、激務の中、本当によく頑張ってくださいっていますが、教育長として望むことは、子どもたちにとって、魅力ある教師でいてほしいことです。教育は、未来に生きる人間を育てるものだと思います。子どもた

ち自ら視野を広げ豊かにし、主体的に未来を切り開いていく力を育てていくためには、教師が子どもたち一人一人をよく見詰め、人間としてどこまでも、より深く理解し続けることが大切でございます。どの子にも、人と比べることのできないその子なりのかけがえのないよさがあり、また、子どもたち一人一人は様々な可能性を秘めています。そして、いろいろな環境の中で、どの子もよりよく生きたいという願いを持っております。

子どもたち一人一人を理解していく中で、その子供たちの願いや思いをしっかり受け止め、子どもたちが安心して、そのよさや可能性を発揮できるように、教師は、子どもたちの持つ個の躍動する命の場所、言い換えますと、それぞれの子ども自分で自分を律し、安定させる心によりどこかに思いを馳せることが必要だと考えております。

先生が自分のことを認め、理解しようと努めてくれているという子どもたちの安心感や、受容されているという喜びが教育にとって最も大切な信頼関係を育み、子どもたちの意欲を高め、よりよい成長につながってくるように思います。

決して子どもの一面だけを見て、この子はこうだ、と安易に決めつけないこと、どこまでも子どもたちを理解しようと、粘り強く努力を続けること。このような教師の謙虚で柔軟な姿勢が日々の授業に奥行きを与え、教師自身の成長につながってくるのは言うまでもございません。

2つ目に大切にしていることは、感謝の心です。

子どもたちが幸せになってほしいとは、誰もが願うことですが、人生には必ず試練がございます。まさに、つまずくことが生きることであり、つまずきをどう捉えるか。また、つまずきをどう生かすかによって、人生が大きく変わってくるように思います。どのような状況になっても立ち直り、崩れない人に共通しているのは、感謝の心を持ち続けていることです。

人は決して1人では生きられません。多くの人とのつながりの中で助けられ、支えられながら生かされています。集団の中で、試行錯誤し、切磋琢磨しながら様々な人々と関わることで、人間として成長することができます。感謝する心を持って人と接すれば、自ずと思いやりの心が生まれ、相手の立場を尊重する行動へとつながってまいります。そうすれば、多くの方々のおかげに対して、最も美しい日本語である、ありがとうございますを素直に心を込めて言えるようになってまいります。

大切なことは、その思いを行動につなげ、してもらって幸せを享受する人から、人のために尽くす幸せを实践できる人になることだと考えております。

最後に最も大切にしていることは、命の教育です。

人として生かされていること、命のあることがいかに尊いことであるかを実感し、与えられた命を精いっぱい生き抜くとともに、誰かのために尽くすことで、命の喜ぶ生き方を实践すること、これが生かされて生きることにほかなりません。与えられた自分の命を大切にすることはもちろんですが、生きとし生けるものの全ての尊い命に思いを馳せ、大切にしようと思いがけることも忘れてはならないと思います。

教育長として、これらのことを大切にしながら、将来を担う子どもたちが確かな学力と豊かな心、健やかな体を兼ね備えた生きる力を身につけること。

また、全ての市民の皆様が秋吉台や秋芳洞に代表されるすばらしい自然と伝統文化を有するふるさと美祢に誇りを持ち、生涯を通じて学び続けることで、多様な個性や能力を開花させ、いきいきと輝き、豊かなつながりを育む地域づくりを目指していきたいと思っております。

どうぞ今後とも、議員の皆様をはじめ、市民の皆様方の御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） ありがとうございます。

南新教育長の教育理念をしっかりと聞かせていただきました。

確認ですが、中本前教育長のやられてきたことを踏襲しながら、これからの教育行政に取り組まれると理解してよろしいでしょうか。

○副議長（秋枝秀稔君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 山中議員の御質問にお答えします。

そのようにお考えになっていただいて結構でございます。中本教育長の社会性、社会に生きる力を身につけるといふことを大事にしながら、私も取り組んでまいりたいと思っております。

○副議長（秋枝秀稔君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） 次に、小中一貫教育の進捗状況と今後の方向性について伺います。

本年3月、本議会において、小中一貫教育について、前中本教育長に同僚議員より一般質問が行われています。この中で、小中一貫教育とは、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指すことであり、本市では美東中、大田小、綾木小、淳美小の4校で、令和3年4月から先行実施しているという報告がありました。

また、令和4年4月からは、伊佐中、厚保中、大嶺中、於福中、秋芳中でも、小中一貫教育を開始するということでしたが、その後の進捗状況と問題点、今後の方針についてお伺いします。

○副議長（秋枝秀稔君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 山中議員の御質問にお答えします。

議員御案内のとおり、令和3年度から美東中学校区的美東中、大田小、綾木小、淳美小において、小中一貫教育に取り組んでまいりました。

また、令和4年度からは、伊佐中、厚保中、大嶺中、於福中、秋芳中の全ての中学校区において、小中一貫教育を開始いたしました。

小中一貫教育とは、小中学校が教育目標や目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のことで、小中一貫教育を行う学校には法令上2つの種類がございます。

1つは、小学校、中学校の組織が一体化し、1つの学校となった義務教育学校、もう1つは、小学校、中学校の組織が独立している小中一貫型小学校、中学校で、美祢市で実施している小中一貫教育は、小中一貫型小学校、中学校であり、学校ごとに校長がおり、学校ごとに教職員組織を持っております。

先行実施した美東中学校区では、令和3年度に4校で1つの教育目標を掲げ、育てたい子ども像を共有し、地域と一体となって、同じ方向性の下で教育を進めてまいりました。

また、3小学校の5、6年生が陸上記録会を中学校の運動場で実施し、中学生が運営を手伝うなど、小学校同士や小学校と中学校の児童生徒が関わり合う活動にも取り組んでまいりました。

さらに、これまで、各学校が地域と連携し、地域の題材を使って学習していた内容、美東地域の児童生徒が9年間でどのように学んでいくかを整理した小中一貫教育のカリキュラムを精査して取りまとめました。

今年度は、毎週1回、3小学校の5、6年生が美東中学校に集まり、それぞれの

学年ごとに、英語や算数、国語の授業を中学校の先生から指導してもらったり、昨年度作成した小中一貫教育のカリキュラムにより教育活動を行い、より充実したカリキュラムとなるようブラッシュアップしております。

令和4年度に、小中一貫教育を開始した5中学校区では、先行した美東中学校区の事例に倣い、今年度から1つの教育目標を掲げ、育てたい子ども像を共有し、地域と一体となって、同じ方向性の下で教育を進め始めるとともに、小学校と中学校の児童生徒が関わり合う活動や、これまでに作成した小中一貫教育のカリキュラム内容を精査しております。

また、全ての中学校区で、小中一貫教育を開始したタイミングで、学校運営協議会を中学校区ごとに、小中で1つの組織とし、地域の方や保護者にも、9年間のスパンで中学校区の子どもたちの教育を考えていただき、その視点の中で、小学校・中学校の教育はどうあるべきかという議論をしていただいております。

現段階の成果としては、これらの取組によって、学校も地域も保護者も、地域全体で、地域の児童生徒の学びと育ちを9年間の視点で捉え、その中での各年齢に応じた支援を考えることができ、連続的、系統的に教育していく環境が充実しつつあります。

カリキュラムについても、9年間の視点で整理されていくことで、充実したものになります。

また、児童生徒が関わり合う活動が増えることによって、小学生にとっては、中学生がモデルとなる存在に、中学生にとっては、小学生に関わることによって、思いやりの心の涵養につながっております。

さらには、中学校区での児童生徒の一体感や仲間意識の醸成、地域への誇りと愛着の醸成につながっていくものと考えております。

課題としては、本市の小中一貫教育は、小学校・中学校の組織が独立している小中一貫型小学校、中学校で、しかも、施設間の距離がかなり離れていることが多いため、児童同士や児童生徒と一緒に活動するためには、教員の打合せや児童生徒の移動時間を含めて、計画的に、効率的にする工夫が必要であることが挙げられます。少しでも負担を少なくするために、国の事業を活用して、教員の配置人数を増やしたり、スクールバスでの移動経費の補助を受けるなどして対応しております。

市教育委員会としましては、今後も、国や県の事業を活用して、小中一貫教育に



取り組みやすい環境を整えるとともに、中学校区ごとに取り組みたいことが実現できるような教科などに配慮した教職員の配置に努めるなどして、より充実した小中一貫教育が展開できるように支援してまいります。

また、各中学校区での成果と課題を共有する機会を設定することで、地域と連携した小中一貫教育のカリキュラムがブラッシュアップできるよう支援し、地域の特徴を生かした児童生徒の9年間において、系統的かつ計画的に学べるようにすることで、それぞれの地域に応じた充実した学びができるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） ありがとうございます。

次に、中学校の部活動改革における本市の取組と指導者の育成についてお尋ねする予定ではありましたが、午前中、藤井議員のほうから質問されまして、よく概要が分かりましたので割愛させていただきたいと思います。

次に、公設塾の現況と地域間格差についてお尋ねします。

昨年10月に開校しました公設塾のこれまでの活動状況と現況、そしてこれからの方針についてお伺いします。

○副議長（秋枝秀稔君） 八木下教育次長。

○教育次長（八木下理香子君） 山中議員の御質問にお答えいたします。

美祢市公設塾minetoは、昨年秋に開塾し、ちょうど1年を迎えるところです。開塾事は、25人の塾生でスタートしましたが、生徒の口コミ等で人数も徐々に増え、現在58人の塾生が市内4中学校から通ってきています。

好奇心を引き出し挑戦する力を育むというコンセプトの下、「好奇心のトビラ」、「挑戦のトビラ」、「知のトビラ」の3つのプログラムに取り組んでいるところです。好奇心のトビラでは、宇宙や地球、アート、仕事など、社会にある様々なテーマをひもとく授業を行ってきました。

1テーマにつき、全4回の授業を実施していますが、うち1回は、人生の達人の授業として、そのテーマの分野で活躍をされている方をお招きして、お話をいただいています。

そのほか、特別編として、身近な山口の大学に通う大学生をゲストスピーカーと

してお呼びし、進路選択の考え方や実際の大学生活についてお話をしてもらおうなど、子どもたちの進路選択の幅を広げるような取組も行っています。

子どもたちにとっては、こういう分野について学んでみたいという興味が湧いたり、そのためには、どういう選択肢があるのかを調べ始めたりするなど、中学校の先の、より身近な未来の進路選択について考えるきっかけとなったようです。実際、この授業をきっかけに、将来の夢に向かって努力を始めた子もいると聞いています。

挑戦のトビラでは、身の回りの課題や地域の課題をテーマにプロジェクトを行うPBL——課題探求型学習と言いますが——を行っています。昨年秋から、今年7月まで実施した観光マッププロジェクトでは、昨年度は半年かけて、美祢市の魅力を子どもたちの目線で掘り起こした観光マップを作成しました。マップを使うターゲットを決めるところから、マップで紹介するお店の方へのインタビュー、マップに記載するイラストの作成まで子どもたちが行き、3月には完成したマップを発表する成果発表会を行いました。

今年度に入ってから、このマップを使って、東京と山口宇部空港で、子どもたち自身が美祢市の魅力を伝えるプロモーションを実施しました。

この観光マッププロジェクトは、日本航空株式会社と一般社団法人美祢市観光協会に御支援をいただき、子どもたちの挑戦を後押しいただきました。

現在は、地域団体真長田ベースに御協力をいただき、ジビエプロジェクトに取り組んでいるところです。鳥獣被害の現状や課題、最先端の技術を使った狩猟について、ジビエに関わる方からお話を伺ったり、実際に猟場や加工場の見学をさせていただいたり、猟師さんからお話を伺ったりして、地域の課題を学びながらジビエの商品開発にチャレンジしています。

知のトビラでは、宿題をやったり、分からないところをスタッフや友達に聞いたりしながら、それぞれのペースで学習を進めています。

また、挑戦のトビラの一環として、地域のイベントに出展し、子どもたちが考えたオリジナルスポーツを体験していただくブースを運営するなど、地域に飛び出して、地域の方と関わる活動も行っています。開塾して1年間の成果ですが、保護者の方からは、子どもが積極的になった、いろんなことに興味を持つようになった、地域との関わりが増えた、といった声をいただいております。子どもたちへのアンケートでの変化を見ても、新しい物事や人と出会うことにワクワクしていると思う

かという質問に、とてもそう思うという回答が、入塾時の5割から7割に大きく増加しています。

また、今の自分は昔の自分よりも挑戦できていると思うかという質問に、とてもそう思うという回答も、入塾時の5割から7割に大きく増加しており、子どもたち自身も、ハードルの高いことに挑戦できている実感があるようです。

また、入塾前は、学校の限られたコミュニティでの友人関係のみで、なかなか心を許せる友達を見つけにくかった子どもたちが、minetoでほかの学校やほかの学年の生徒と関わり一緒に活動する中で、交遊関係が広がり、気の合う友人を見つけることができるなど、第3の居場所としての機能を果たしているほか、ほかの生徒との関わりがいい刺激となり、同世代と切磋琢磨する環境も生まれています。

これからの方針としては、引き続き子どもたちの好奇心を引き出し、挑戦する力を育む取組を一つ一つ丁寧に積み重ね、子どもたちが未来へ向かって羽ばたくためのサポートをしっかりとしていきたいと考えております。

そして、今後は、もっと地域の皆さんと関わりを増やし、子どもたちが地域のことをよく知り、地域のことを自分事として捉え、公設塾minetoが地域に根づいた塾となるよう様々な活動に取り組んでいきたいと考えておりますので、どうか地域の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） ありがとうございます。

この公設塾、私たちが当初、予定を――計画を聞いたときからは、随分大きくなってきたなと思っております。しかし、本来の公設塾の目的の大きな1つは学力向上にあったのではないかと思います。その点も踏まえて、さらなる指導をお願いしたいと思います。

次に、新秋吉台科学博物館建設についてお尋ねします。

現在の秋吉台科学博物館は、開館以来60年以上が経過しており老朽化が進んでいます。今年予算では、基本構想作成費用が計上されていますが、新秋吉台科学博物館建設に向けての進捗状況についてお伺いします。

○副議長（秋枝秀稔君） 西山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（西山宏史君） 山中議員の御質問にお答えします。

令和3年2月に策定した美祢市博物館等施設将来構想において、秋吉台科学博物館は、建物、展示物の老朽化、耐震バリアフリーに非対応、時代に合ったニーズへの転換が必要といった指摘がされており、建て替えを含めた計画的な見直しが求められております。

これを受け、秋吉台科学博物館の更新に向け、令和3年度は、秋吉台科学博物館の基礎情報の収集と整理、アンケートや視察の実施、基本構想策定委員会の要綱案作成や委員候補者名簿の作成を行ってまいりました。

今年度は、各分野の専門家及び地域団体の代表からなる美祢市立秋吉台科学博物館建設基本構想策定委員会を設置し、美祢市立秋吉台科学博物館の整備計画に関し、その基本的事項の審議を始めることとしております。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） 今後の建設までの予定についてお尋ねします。

○副議長（秋枝秀稔君） 西山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（西山宏史君） 基本構想策定委員会において、本年度から課題を整理し、基本構想を策定する予定としております。

同構想策定にあたっては、地域や関係者の思いが詰まった博物館でありますので、関係者の合意形成を図りながら、基本理念と運営方針、そして建設場所、年間集客見込数と、館のスケール、収支計画、展示構成、観光への寄与などを盛り込む予定としております。

その後、基本計画、基本設計・実施設計、施工、開館準備といったスケジュールになってまいりますが、国の補助事業やあるいは市の財政状況等の理由により、このスケジュールは変わってくる可能性もございます。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） まだまだ先の長い話であるなと思いましたが、まず基本計画も今から、基本設計・実施設計、さらには国の補助事業、これに乗れるかどうか、それから市の財政状況と本当にまだ先の長い話だと思いましたが、篠田市長の公約でもありますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、秋芳北部総合運動公園と山口秋吉台公園自転車道の環境整備についてお尋

ねします。

まず、秋芳北部運動公園の環境整備について、現在この運動公園は、使用頻度は大変高く、グラウンドゴルフやテニスの練習場として、多くの方が利用されており、大会なども年に数回ではありますが催されていると聞いております。

しかし、春先から夏場にかけて、草取り等の環境整備が十分になされているとは思われません。教育委員会の管理施設であると思いますが、現況はどのようになっていますでしょうか。

○副議長（秋枝秀稔君） 西山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（西山宏史君） 山中議員のお尋ねでございます。

秋芳北部総合運動公園の環境整備についてでございます。

秋芳北部総合運動公園は、多目的グラウンド、テニスコート4面、ゲートボールコート4面、1周1,000メートルのジョギングコースがあり、10ヘクタールの敷地を有しているところでございます。

市教育委員会としましては、限られた予算の中で、除草作業等に取り組んでいるところではあります。議員御指摘のとおり、年間を通して、既に環境整備が行き届いている状況とは言いがたく、利用者の皆様に御迷惑をおかけし、心苦しく思っているところでございます。

このような状況の中、本年6月には、運動公園の利用者や、地域住民の皆様のボランティアにより除草作業等を行っていただいたところであり、心から感謝申し上げる次第であります。

今後、利用者の皆様に、より安心して気持ちよく運動公園を利用していただけるよう剪定作業や除草作業等、作業内容、時期、あるいは回数を見直すとともに、植栽の必要性についても検討を加え、日常の清掃や環境整備に努めてまいりたいと考えております。

また、利用団体の育成支援の一環として利用者の視点に立った体育施設等の環境整備について、利用者の皆様に過度な負担にならないよう配慮しながら、その支援に係る制度設計を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） 例えば、北部地域を清掃するようなボランティア団体ができ

たとしたら、その場合、そのボランティア団体がガソリン、混合油とか草刈りの刃なんかに対して、補助していただくような予算化ということは可能でしょうか。

○副議長（秋枝秀稔君） 西山事務局長。

○教育委員会事務局長（西山宏史君） 今、山中議員から具体的なお尋ねがございました。現物給付ですよね、草刈りに必要な草刈りの刃、あるいは混合油といった燃料、そういった現物給付ですね、具体的に検討してまいります。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） ありがとうございます。

では、次に、山口県はサイクル県山口プロジェクトに取り組んでおり、コロナ禍の前は様々なイベントが県内各地で行われており、秋吉台上ではカルストロードレースも何度か開催されました。自転車を楽しむ人たちも増えてきていると思いますが、美祢市内にある自転車道の荒廃ぶりは目に余るものがあります。自転車道は県の管理下にあると思いますが、美祢市から働きかけて、草刈り等、環境整備の充実を図ることはできないか、お尋ねいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 山中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、山口秋吉台公園自転車道につきまして、御説明をさせていただきます。

山口秋吉台公園自転車道は、正式な名称は、山口県道501号山口秋吉台公園自転車道線、通称山口秋吉台自転車道と呼ばれており、沿線上の看板は通称名で示されているところでございます。

この自転車道は、山口市宮島町の山口県立山口中央高等学校の近くを起点とし、本市、秋芳町秋吉の秋芳洞第2駐車場を終点とする延長30.8キロメートルの一般県道として、昭和50年度から58年度にかけて施工整備されておるところでございます。

また、サイクル県山口プロジェクトにつきましては、平成28年度にサイクル県やまぐち推進協議会を推進母体としてスタートいたしました。

令和3年度からは、サイクルスポーツを含むアウトドアスポーツに視点を広げ、スポーツフィールド山口推進協議会に改組され、誰もが県内各地で四季を通じて、サイクルスポーツを快適に楽しむことができる山口県を目指し、全県的に推進されておるところでございます。

プロジェクトでは、県内12か所のサイクルルートが設置されており、山口秋吉台自転車道や、秋吉台カルストロードもサイクルルートに含まれているところがございます。

本市においては、2011年、山口国体での自転車ロードレースを契機としまして、これまでJCL——ジャパンサイクルリーグなどによる秋吉台カルストロードレースを4回開催しており、今年度も10月30日日曜日に開催が予定されているところがございます。

また、これまでのスポーツフィールド山口の取組などを通じまして、秋吉台カルスト労働などでのサイクリングの愛好者が着実に増加してきておるところでございます。

一方、秋吉台は、観光客による車とバイクの通行量が多く、サイクリストの増加に伴い、秋吉台カルストロードの路側帯が狭いことから、互いに通行が非常に危険な状態が続いており、交通環境の改善が課題となつてきておるところでございます。

このような状況を鑑み、これまで交通安全上の観点から路側帯の拡大や環境整備、または新たな自転車専用通行帯の検討など、山口秋吉台自転車道の道路環境整備も併せまして、道路管理者であります山口県へ要望をしておるところでございます。

議員御指摘の環境整備の充実をさらに深めるため、今年度も引き続き、山口県に對しまして要望をしておきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） 山口方面から秋吉台へ自転車で来る際の自転車道は絶対通つてこられる場所だと思います。もうここが、もう本当どこも草が茂って、だんだん手がつけれなくなります。何とか市のほうからもぜひ県に要望していただきたいと思います。

次に、人口減少がもたらす環境への影響についてお尋ねします。

まず、さわやかロード美化活動事業の現況についてお尋ねします。

本市では、市道等の草刈りを実施した団体に報償金を支払い、環境の美化に努めています。この活動の実態はどうなっていますでしょうか。行政区単位で申込みがされていると思いますが、この活動が始まってから、今年まで変化があったかお尋ねします。

○副議長（秋枝秀稔君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 山中議員の御質問にお答えします。

本市では、平成22年度から市道及び生活道を良好な状態に保全し、地域コミュニティの醸成と環境意識の高揚を図り、住民協働のまちづくりを推進することを目的として、さわやかロード美化活動事業を実施しております。

毎年、多くの地域住民の方々に御参加いただき、市道及び生活道を良好な状態に保全するなど、環境整備に御協力をいただいているところであります。御協力をいただいている皆様には、この場をお借りしまして御礼申し上げます。

それでは、議員御質問のさわやかロード美化活動事業の現況、変化についてであります。

昨年度の活動状況を、この事業が始まった平成22年度と比較してみますと、団体数では32団体増加の116団体、延べ人数では320人増加の1,703人、延長では約112キロメートル増加の約347キロメートルを実施していただいたところであります。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） 分かりました。これ増えているということで大変いい事業だと思っておりますが、この人口減少ということは、これは影響してないのかなとも思いますが、さわやかロード美化活動事業の対象団体は、おおむね5人以上となっておりますが、高齢化が進んだ小さな区では、清掃作業の日を決めても、仕事や通院のためになかなか参加できなくて5人が集まりにくいという状態にあります。

しかし、決められた日の前後に、自分の家の近くの市道の草刈り等はされており、問題になるのは当日の写真の提出が大変難しいのではないかということです。区長の名前で申請するのですから、作業前と後の状態の写真だけで、よいとすることはできませんでしょうか。

それと手続の簡素化、だんだん高齢化しまして、区長をやられる方も写真を提出したり地図を提出したり、なかなか不便に感じていらっしゃるようですが、いかがでしょうか。

○副議長（秋枝秀稔君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 山中議員の御質問にお答えいたします。

まず、報償金団体の対象となる団体について、ちょっと御説明をさせていただきます。



ます。

対象団体につきましては、行政区、子供会、婦人会、地域ボランティア団体等となっており、団体とは、おおむね5人以上で構成することと募集要項のほうには明記をしております。

このおおむね5人以上とは、5人以上が原則論としてはあるわけですが、5名未満であっても、地域コミュニティの醸成及び環境意識の高揚を図ることを目的としておりますことから、対象団体と認めているところであります。ただし、個人での申請は受け付けておりませんので、御理解をいただければというふうに思います。

団体に提出していただく実績報告についてであります。

実績報告の1つには、作業前、作業中、作業後の写真を提出していただいておりますが、この写真には——写真による記録については、市道及び生活道が良好な状態に保全できたか。また、ここはしっかりと確認をさせていただきたいところといたしましては、その作業が安全に行われているのかということ、つまりこれが作業中の写真という提出になるわけですが、これを、ぜひ確認をさせていただきたいという思いがございます。

これらについて、いろいろ問題点もあろうかと思いますが、可能な限り提出をしていただければというふうに考えております。

例えば、写真管理について、作業路線において、参加者が一堂に会して作業ができず、日にちを分けて、担当部分の作業をすることで、全体写真が撮れない場合などは、複数の写真において、団体としての活動が確認できれば、事業対象となると考えておりますので、そのような場合には、提出する際には御説明をいただければというふうに思っております。

議員御発言のとおり、地域においては、いろいろな御事情もあろうかと思いますが、その際にはお気軽に建設課まで御相談をいただければというふうに思います。

その他の書類につきまして、簡素化という御要望等もあろうかと思いますが、全ての方々が直接的に建設課のほうに、その報告書を提出していただいているわけですが、今後ですね、その辺のところ、なるべく簡素化できる部分であったりとか、提出していただく際に、その辺の御意見等もいただきながら、段階的にはなろうかと思いますが、その辺の書類の簡素化ということも1つの目線としては捉えていき

たいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） ありがとうございます。

次に報償金の額ですが、現在1回分100メートル当たり1,000円となっておりますが、2回目以降は無償でお願いしますということになっております。

山口県にも同じようなきらめき道路サポートというものがありますが、これは活動条件として、県の管理する国道県道の草刈り、ほぼ1年間にわたってすることになっており、作業1回分の活動経費として、1平方メートル当たり44円となっております。市道の草刈りも1回で済むことはなく、県に準じてほぼ1年間として報償金も少し上げていただくことはできませんでしょうか。原油価格も値上がりしており、物価高も家計を直撃しています。値上げしたから作業に出る人の数が増えるとか、確保が容易になるということはないかもしれませんが、同居の若い人や近隣に住む子どもを帰らせて作業に参加させようと思う人も出てくる可能性もあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○副議長（秋枝秀稔君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 山中議員の御質問にお答えいたします。

報償金の額についてであります。

このことにつきましては、作業1回目に実施された道路延長で片側100メートル当たり1,000円の額としており、作業2回目以降は無償でお願いをしているところであります。

近年深刻化する人口減少や少子高齢化社会の進行などにより、中山間地域である本市を取り巻く状況は大きく変化をしてきており、さわやかロード美化活動事業による草刈り作業においても、高齢者の参加者が多く、加えて1人当たりの作業量の増大、また、議員御発言のとおり、原油価格の値上がりにより、活動経費も増加し、活動が厳しい状況であるなど、多くの問題を抱えていることは承知をしているところでございます。

さわやかロード美化活動事業については、住民活動のまちづくりを推進することを目的としていることを踏まえ、あくまでも報奨金としての予算計上をしております。この報償金額の改定や、2回目の草刈り作業に対する報償金の交付については、

厳しい財政状況ではありますが、山口県の活動経費を参考に、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

次に、市長による市政報告会の開催についてお尋ねします。

私たち議員もですが、篠田市長も、市長就任後2年半が経過しようとしています。この間、コロナ禍もあり、運動会や敬老会等も来賓としての出席がかなわず、市民の声が届きにくくなっているのではないかと思います。

市政報告会の開催を求める声もありますが、いかがお考えでしょうか。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山中議員の御質問にお答えいたします。

市政報告会の実施についてでございます。

まず、私は長らく、市の職員として、また副市長として、行政に携わらせていただきましたが、市長就任前に、改めて地域を回らせていただいた際に、我々が考える行政課題と市民の方が思っている地域課題にギャップがあるのではないかと強く感じたところでございます。

したがって、市長就任後、直ちに市民の皆様方と膝を突き合わせて意見交換をする場を持ちたいと考えていたところでございます。

しかしながら、議員がおっしゃったように、この2年間、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、こうした取組を行うことがかなわず、誠に残念で申し訳ない気持ちでありました。

本年度に入り、行動制限の緩和等、国の新型コロナ感染症対策の変更を踏まえ、このたび、市民の皆様との直接対話を通じて、身近な施策に皆様の声を反映させると共に、市民の皆様による未来志向のまちづくりを推進することを目的としたMineみらいトークを開始させていただいたところでございます。

このMineみらいトークは、公民館単位で地域の方々と意見交換を行うこととしており、この7月から8月にかけては、地域団体グループを対象とした団体向けトークを実施し、8会場において、8団体延べ53人の方の御参加をいただき、様々な意見交換を行ってまいりました。

このたびのみらい——Mineみらいトークでは、本市の施策や事業の御説明や市政に対する御意見、御要望を多数いただいたところでございます。私は、このたびのMineみらいトークを通じ、市民の皆様と自由闊達に、直接お話をさせていただく機会を今後も継続していくことが市政運営にあたり、非常に有意義であると実感したところでございます。

また、11月からは、私と市民の方の1対1でのトークを行う個人向けトークを開始する予定であり、今後トークの希望者を募ることとしておりますので、この機会に、皆様方より多数の申込みをいただければと思っております。

なお、この団体及び個人のトーク内容や結果については、市ホームページ等で公表するとともに、皆様からいただいた貴重な御意見、御要望は、今後の事業施策に反映させていただきたいと考えております。

私は、同じ感情を共有できることが人間の間たる由縁と考えておりますことから、我々行政が市民の皆様と同じ思いを共有して、初めて市民の皆様に響く施策が実施できるものと考えております。

今後とも、そのことを念頭に、Mineみらいトーク等を通じ、市民の皆様の声に耳を傾け、真に住民に寄り添った行政の実現に努めてまいりますので、御理解、御協力をお願いしたいと思います。

御質問の市政報告会の件でございます。

今現在、いろんな団体から講演等の依頼があった場合はお受けしております。こういった今の市民トークの検証も踏まえて、市政報告会は、今後、検討させていただければと思います。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） すみません、市長大変失礼なんですけど、私このMineみらいトークというのは今初めてお聞きしたんですが、8会場53人っていいましたら、大体、七、八人——六、七人だと思いますが、どういうふうな方法で皆さんに周知徹底して、この会場に集まっていただくようにされたんでしょうか。

○副議長（秋枝秀稔君） 志賀デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（志賀雅彦君） このみらいトークのPRの方法ということですが、広報紙とホームページにも載せて各公民館単位でやっておりますので、公民館のほ

うでも声掛けをしていただいて、募集をしたところでございます。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） どういうふうなお話があったかということは今からホームページで発表されるということですが、先日からいろいろな議会では問題が起こっております。市長も政治家になられまして2年半がたちました。私も市長とは、副市長時代から、そして市長になられてからずっとこの本会議場ではよくお会いしておりますが、公務と政務を使い分けていらっしゃる。その違いは何なのか。もしこのようなMineみらいトークなんかで説明をする場合、どのように、今回の市長の、私が質問いたしました収支報告書などについてはお答えになる、政務としてか公務としてか、どちらの立場でお答えになるのでしょうか。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山中議員の御質問にお答えいたします。

これはあくまでも公務として、みらいトークを開催しております。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） 市民は、公務としての市長のお話では満足しないのじゃないかと思います。プラスアルファ、市長となって政治家となった市長のお話を聞きたがっているのではないかと思います。

現在問題となっている旧統一協会と国会、地方議員、また、首長との関連において、これは公務ではなく政治活動、政務活動ですが、国民は説明責任を求め、議員なり、首長はそれに応える方向に進んでいます。市長は政治家であり、政治家は、公務であれ、政務であれ、言動や行動に責任を持たなければならないと思います。

もし、市政報告会ではあります——Mineみらいトーク会が開催された場合、やはり公務だけ、公務ですから、私のことは政治活動ですからということでお答えにならないのでしょうか。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山中議員の御質問にお答えいたします。

私に限らず、議員の皆さんも議会報告会、政治活動として、議会報告会も開催されることもあろうかと思っております。私自身も、後援会等を対象として、政務として、

市政報告会も開催することもあろうかと思えます。現職の議員や立候補を予定している方は、有権者の意思を確認するとともに、自らの考えを有権者に説明し、支持を訴えるなどの政治活動を行っております。この活動は政治の目的を持って行われる全ての活動でございます。例えば国政報告会、街頭での政治活動、広告演説、また講演会への参加を勧誘する後援会活動や政党活動があるわけでございます。

したがいまして、我々は市長として、みらいトーク開催するわけでございますので、あくまでも公務としての活動でございます。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） 議会ではそれで通していらっしゃいますけれども、市民が果たしてそれで納得するかどうかは、私は非常に疑問に思うところではあります。市長になられまして、正確には市長は2年5か月が経過しようとしています。私は市長がどこに向かって誰のために政治をしようとしていらっしゃるのかよく分かりません。幾ら大目標を掲げても、議会、執行部、職員一丸とならなければ前には進みません。

先日の本会議において、工期の延長については、9月8日議運の決定を受けた後、市民向けの記者発表したと言われました。しかし議案説明や議運において、工期の話は一切なかったと聞いております。議長も今回は入院されておりましたが、副議長なり、特別委員会への報告が事前にできなかったものか、する気がなかったのかお尋ねいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山中議員の御質問にお答えいたします。

記者発表でございます。

これについては、議案に上げている内容について、御説明をさせていただいたところでございます。

したがいまして、このタイミングでの発表というのは、今までも慣例でございますし、他市でもそれに倣っての記者発表でございます。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） 工期に関しましては、非常に市民も議会もナーバスになって

おります。

3月議会においては、7月末までにはできるというお話でした。その後——あっ、5月になるという話だったかな、3月の特別委員会では。その次に、6月では、7月末になるという、令和5年の7月末になるという、さらにそれが1か月遅れるということは、大変議会に対して説明がされていない。今までそういうふうな大事なお話は、事前に議長なり、副議長なりお話が執行部のほうからあったと思いますが、その辺を市長はよく御存じじゃないのかと、私は今思っております。

この一般質問通告書を出した9月6日には、私は、心から市長による市政報告会が必要だと思っておりましたが、議運が9月8日、新聞報道が9月9日、この問題、この間、議会に工期についての何の説明もなかったことに対して、今は市民の代表として議会に出ている私たちへの報告をもっときちんとしていただきたいということをお願いしたいと思います。

そして、また私本当うっかりしておりましたが、このMineみらいトークというものがあるんでしたら、皆さんに今からしっかりお誘いして、参加していただくようにしてみようと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

〔山中佳子君 自席に着く〕

○副議長（秋枝秀稔君） これにて、通告による一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。お疲れでございました。

午後4時09分散会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月20日

美祢市議会副議長

会議録署名議員

〃